

五城目町



子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

目 次

第1編：総論.....	1
第1章 計画の概要.....	2
1. 計画の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
1. 五城目町の概況.....	5
2. アンケート調査結果のポイント.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	24
1. 計画の基本的な方向.....	24
2. 計画の体系.....	26
第2編：子ども・子育て支援事業計画.....	27
第1章 事業推進の考え方.....	28
1. 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方.....	28
2. 新制度の全体像.....	30
第2章 事業の推進.....	33
1. 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進.....	33
2. 地域子ども・子育て支援事業の推進.....	33
2-1：通所系事業.....	33
2-2：訪問系事業.....	36
2-3：相談支援.....	36
2-4：その他の事業.....	37
3. 仕事と生活の調和の促進.....	38
4. その他の支援事業の推進.....	39
4-1：要保護児童対策.....	39
4-2：妊産婦支援.....	41
4-3：保育の質の向上.....	42
第3章 事業の計画目標.....	43
1. 教育・保育事業の確保策.....	43
2. 地域子ども・子育て支援事業の確保策.....	44

第3編：子ども・子育て支援施策の推進.....	45
第1章 施策推進の考え方.....	46
1. 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方.....	46
2. 次世代育成支援に関わる国の方向性.....	47
第2章 施策の展開.....	48
基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援	48
1-1：心と体の健全育成の推進.....	48
1-2：子どもの育ちを支援する教育の充実.....	49
基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備	50
2-1：家庭の子育て力の強化.....	50
2-2：情報提供、相談支援の充実.....	51
2-3：母子の健康づくりの推進.....	52
2-4：食育の推進.....	55
基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実	56
3-1：地域の子育て力の強化.....	56
3-2：世代間交流の推進.....	58
3-3：次代の親の育成.....	58
基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保	59
4-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備.....	59
4-2：子どもと子育て家庭の安全の確保.....	61
4-3：交通安全の推進.....	63
基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実	65
5-1：障害児支援.....	65
5-2：ひとり親家庭支援.....	66
第4編：計画の推進体制.....	67
第1章 計画の推進体制.....	68
1. 子ども・子育て会議による進捗評価.....	68
2. 庁内における進捗評価の体制.....	68
3. 関係機関等との連携・協働.....	69
4. 計画の周知.....	69
第2章 進捗評価の仕組み.....	70
資料編.....	71
■ 子ども・子育て会議.....	72
1. 設置条例.....	72
2. 委員名簿.....	73

第 1 編：総論

第1章 計画の概要

1. 計画の趣旨

近年の急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては平成 15 年7月に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備）を推進してきました。

その後も平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和と実現」と「多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援の再構築」を「車の両輪」として進めてきました。

こうした「“子育て家庭”を社会全体で支援」という考え方によって子育て支援が実施されてきましたが、その間にも少子化の進行や未婚・晩婚化の進行はとどまりませんでした。

これを受け、「“社会全体”で子ども・子育てを支援」という考え方に基づき、平成 22 年1月には今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」を策定し、「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という2つの基本的考え方に基づき、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」を目指すべき社会への政策4本柱として、施策を推進してきました。

さらに、平成 24 年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成 27 年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定となっています。

この「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

本町においても、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、町民ニーズへのさらなる対応や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた地域や社会全体での取り組みの推進を目指し、新たに「五城目町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

○計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が 10 年間延長（平成 37 年 3 月 31 日まで）されたことから、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけられます。

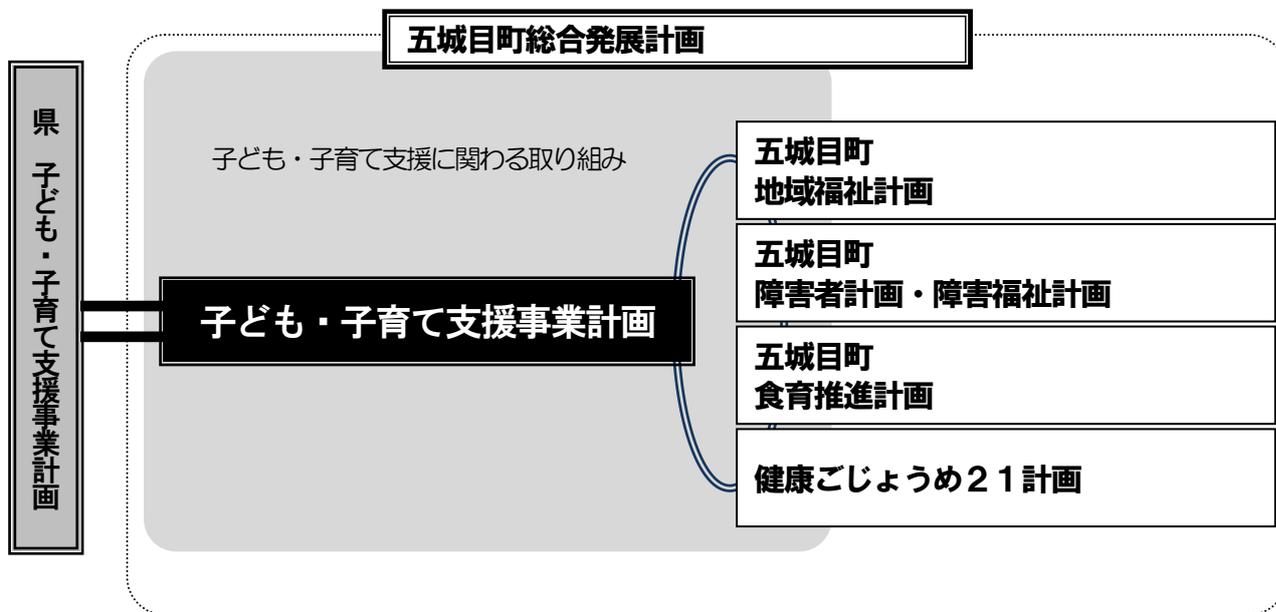
上位計画である「五城目町総合発展計画」やその他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

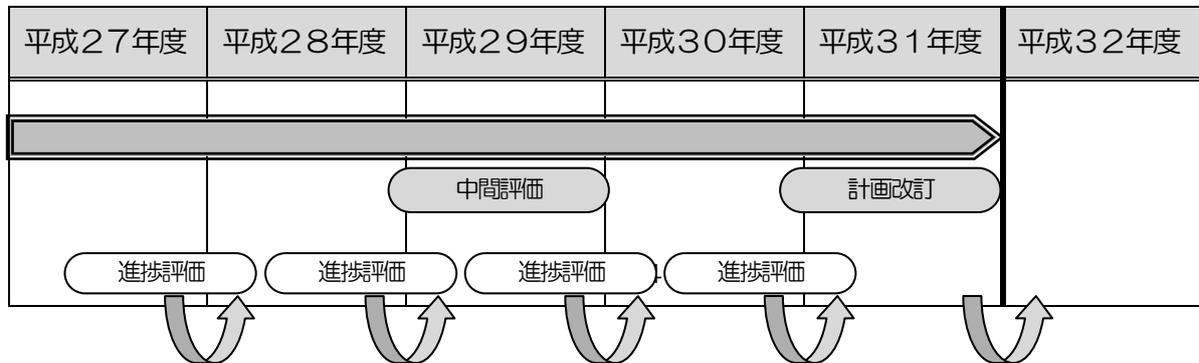
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

【諸計画の関係】



3. 計画の期間

本計画は5年を1期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

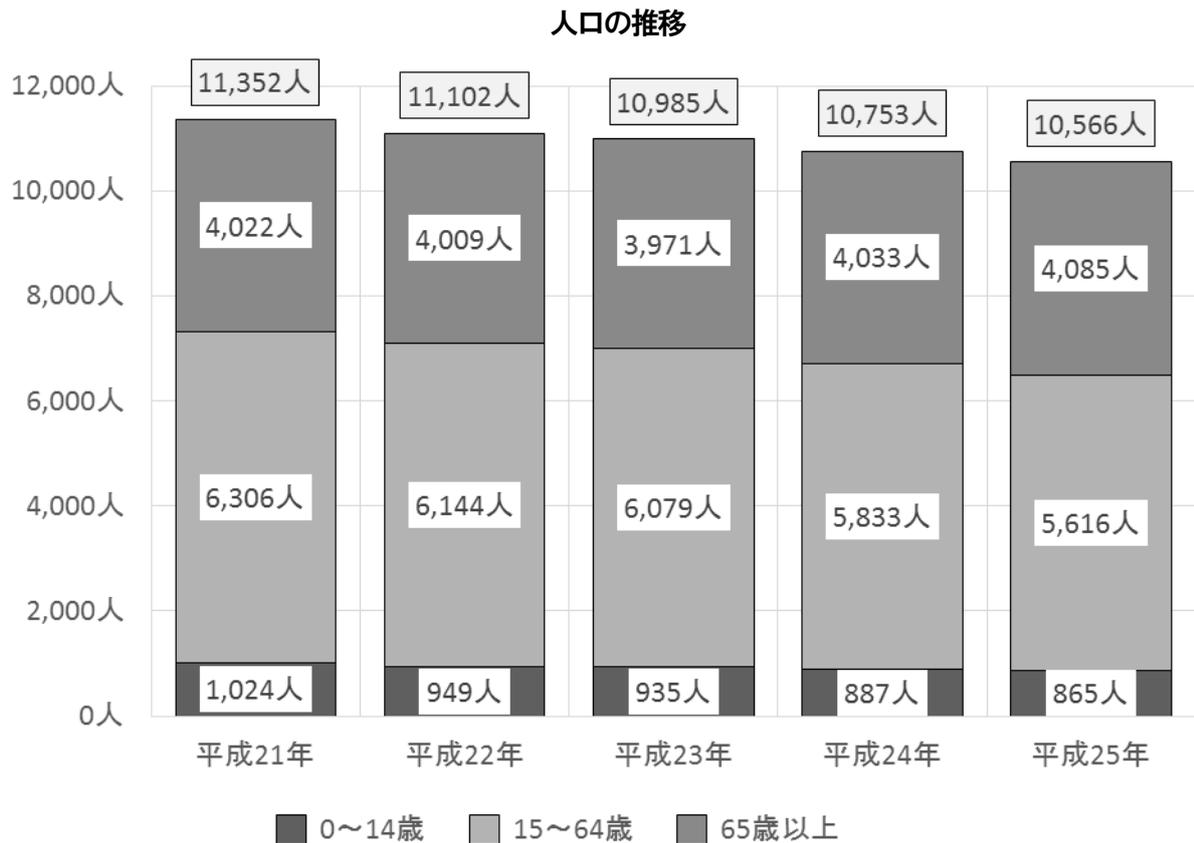


第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1. 五城目町の概況

(1) 人口、世帯等の状況

1) 人口の推移



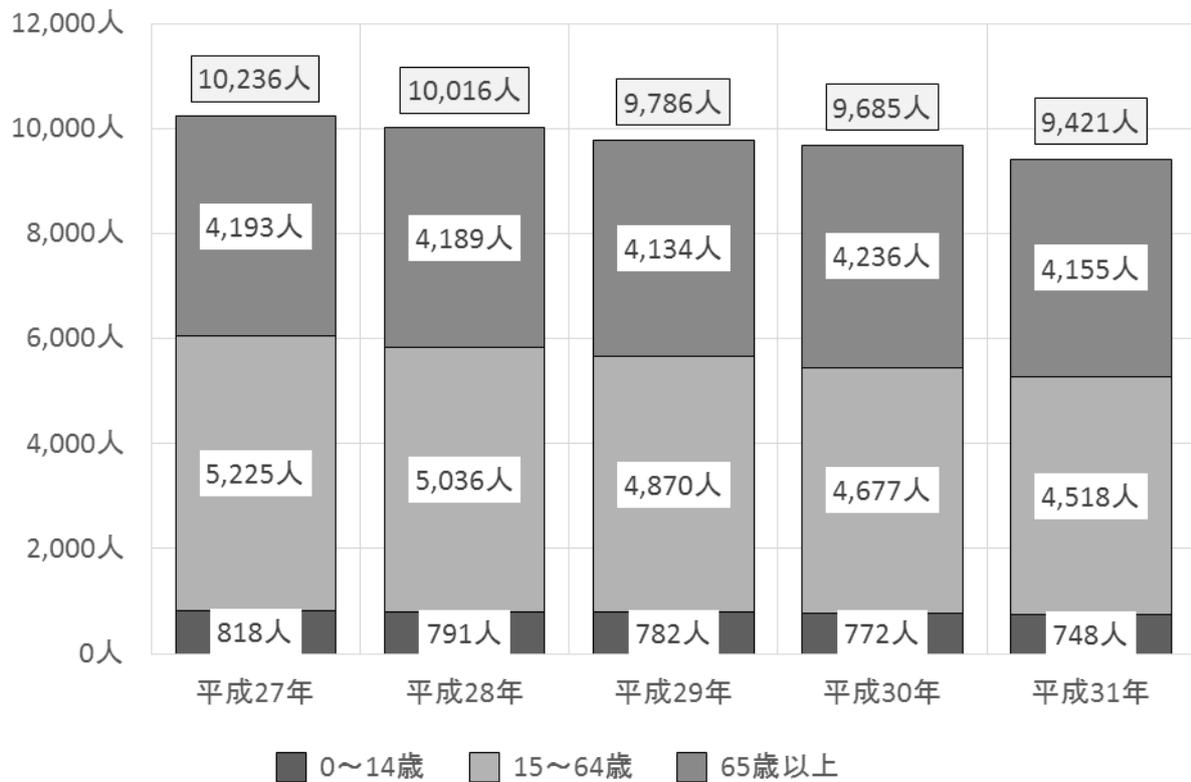
資料：住民基本台帳
外国人登録者数を含めた統計

総人口は緩やかに減少しており、平成21年の11,352人から平成25年には10,566人と、786人の減少となっています。

各年齢層の人口の構成にも大きな変化はありませんが、「65歳以上」人口を除き、「0～14歳」、「15～64歳」人口ともに減少傾向を示しています。

2) 推計人口

推計人口

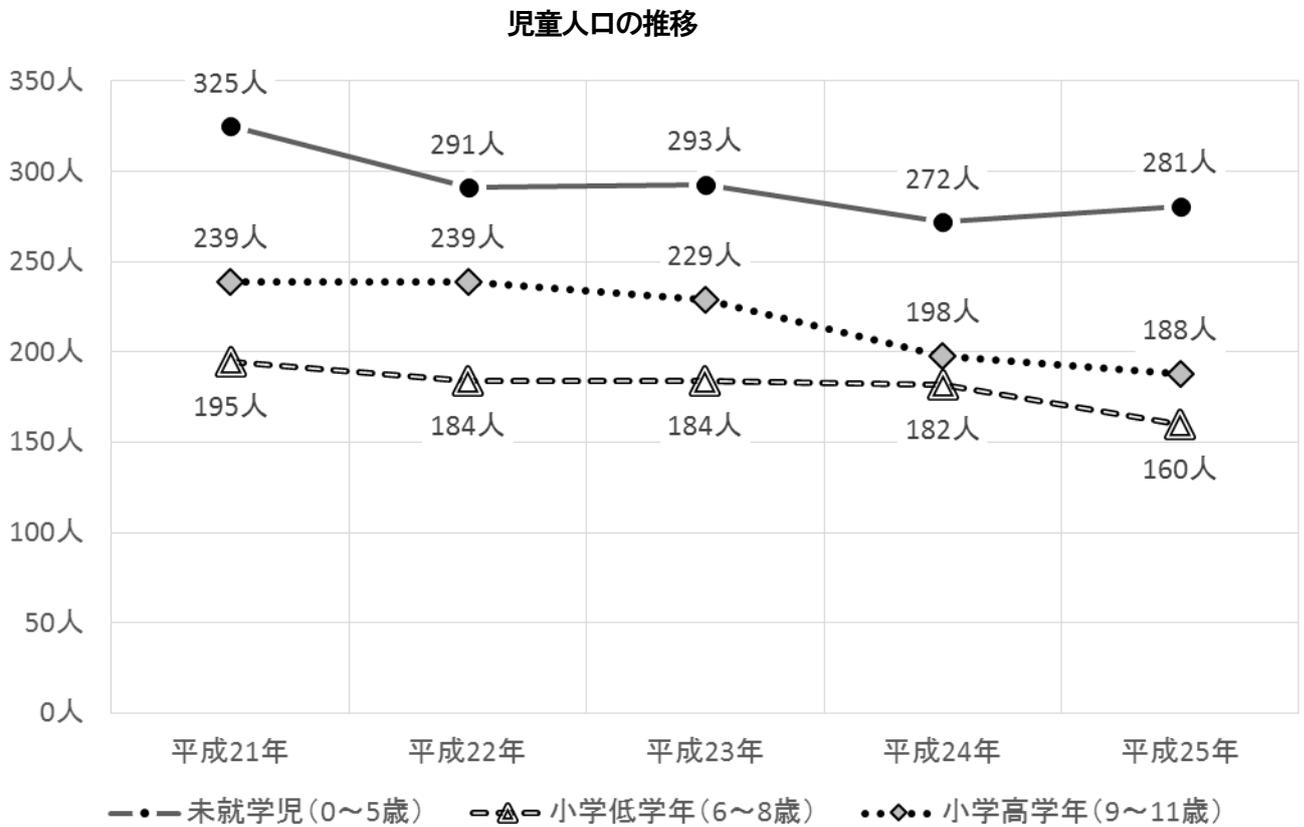


資料：コーホート変化率法による推計

平成 27 年から平成 31 年までの人口推計をみると、今後も総人口は緩やかに減少するものと推計され、「0～14 歳」人口については、平成 27 年の 818 人から平成 31 年には 748 人まで減少するものと推計されています。

(2) 児童人口等の状況

1) 児童人口の推移



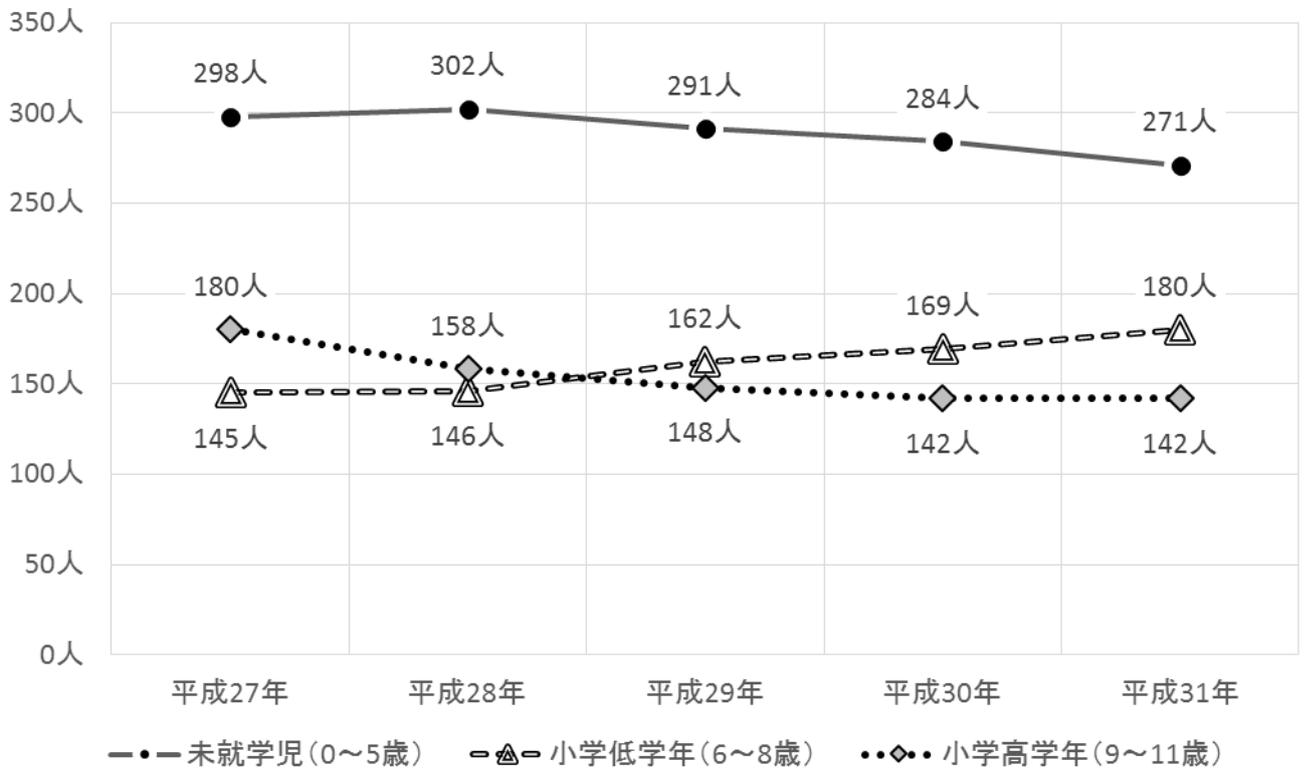
	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
0 歳	48 人	42 人	61 人	45 人	49 人
1 歳	44 人	46 人	43 人	54 人	48 人
2 歳	52 人	42 人	46 人	41 人	52 人
3 歳	53 人	51 人	42 人	44 人	44 人
4 歳	58 人	53 人	47 人	42 人	44 人
5 歳	70 人	57 人	54 人	46 人	44 人
6 歳	56 人	69 人	57 人	54 人	48 人
7 歳	61 人	56 人	70 人	57 人	55 人
8 歳	78 人	59 人	57 人	71 人	57 人
9 歳	87 人	80 人	61 人	57 人	69 人
10 歳	72 人	87 人	81 人	60 人	58 人
11 歳	80 人	72 人	87 人	81 人	61 人

資料：住民基本台帳
外国人登録者数を含めた統計

0~11 歳までの児童人口の推移をみると、「未就学児 (0~5 歳)」人口が平成 25 年にやや増加したものの、全般的に減少傾向にあります。

2) 児童人口の推計

児童人口の推計



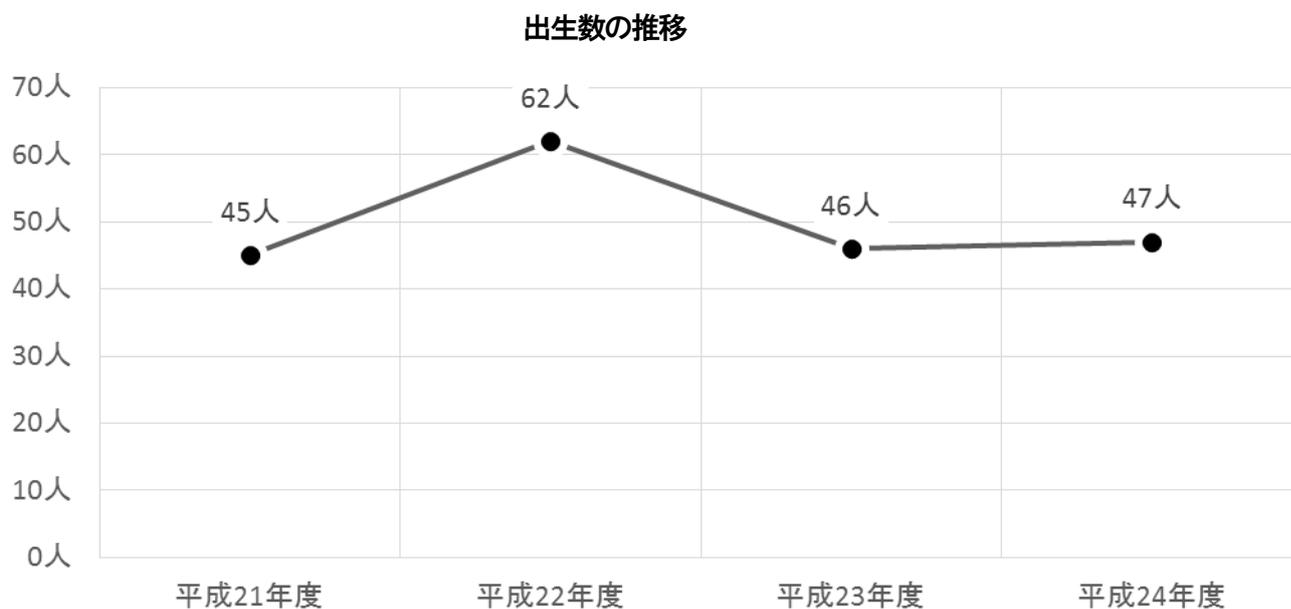
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
0 歳	46 人	43 人	40 人	38 人	36 人
1 歳	51 人	49 人	46 人	43 人	41 人
2 歳	49 人	48 人	46 人	43 人	40 人
3 歳	50 人	54 人	53 人	51 人	48 人
4 歳	56 人	50 人	54 人	53 人	51 人
5 歳	46 人	58 人	52 人	56 人	55 人
6 歳	49 人	49 人	62 人	56 人	60 人
7 歳	47 人	50 人	50 人	63 人	57 人
8 歳	49 人	47 人	50 人	50 人	63 人
9 歳	53 人	47 人	45 人	47 人	47 人
10 歳	56 人	54 人	48 人	46 人	48 人
11 歳	71 人	57 人	55 人	49 人	47 人

資料：コーホート変化率法による推計

0~11 歳までの児童人口の推計をみると、「未就学児 (0~5 歳)」人口は減少傾向に推移するものと推計され、平成 31 年には 271 人となっています。

「小学校高学年 (9~11 歳)」は減少傾向にあるものの、「小学低学年 (6~8 歳)」は増加傾向にあり、平成 31 年には「小学低学年 (6~8 歳)」180 人、「小学校高学年 (9~11 歳)」142 人と推計されています。

3) 出生数



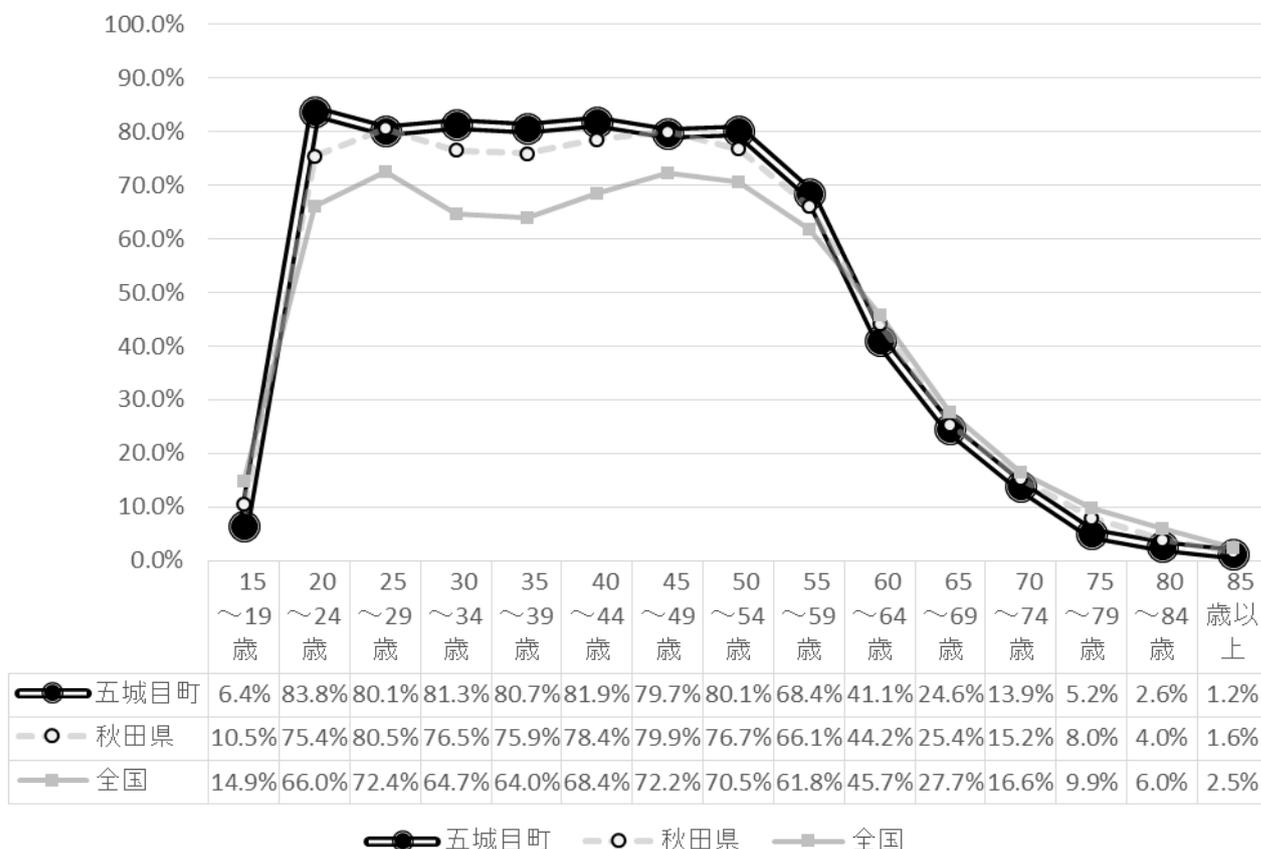
資料：五城目町統計データ

平成 21 年度からの出生数の推移をみると、平成 22 年度に 62 人とやや増加していますが、概ね 46 人前後の水準で推移しています。

(3) 就労の状況

1) 女性の労働力率

年齢別にみた女性の労働力率（平成 22 年）



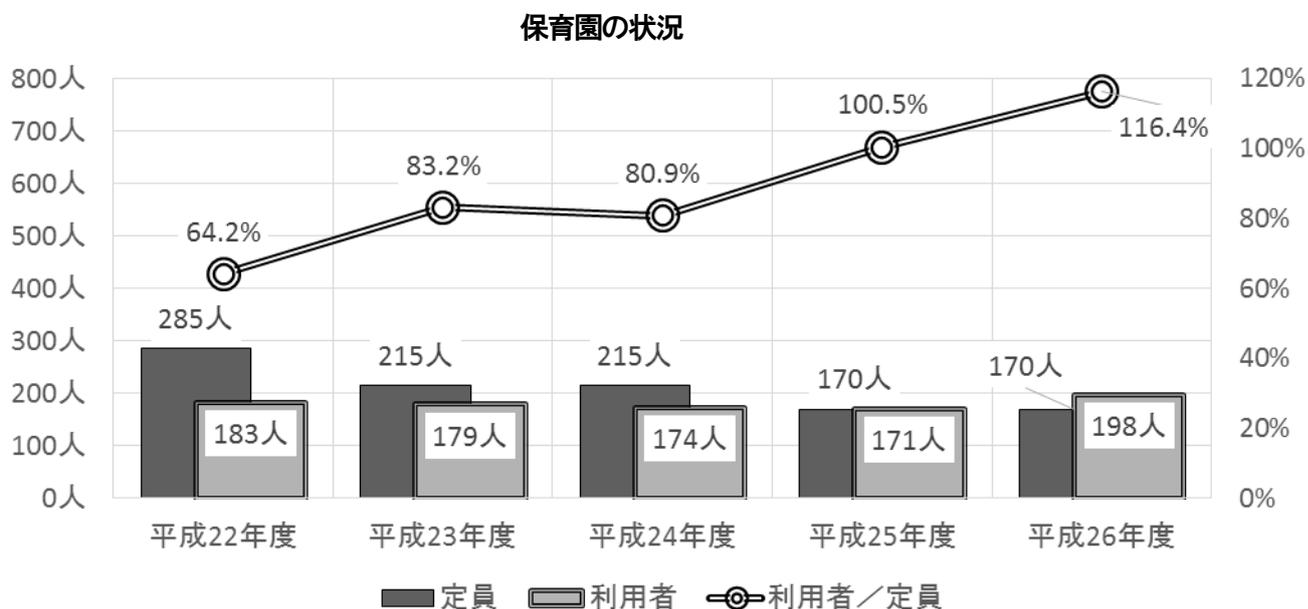
資料：国勢調査

平成 22 年の女性の労働力率（15 歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、概ね秋田県をやや上回る水準となっており、全国平均よりも高い水準にあります。

国では 35～39 歳で労働力率が低くなる M 字カーブの傾向が顕著ですが、本町では 20 歳～54 歳まで概ね 8 割台を維持しています。

(4) 保育・教育を取り巻く状況

1) 保育の概況



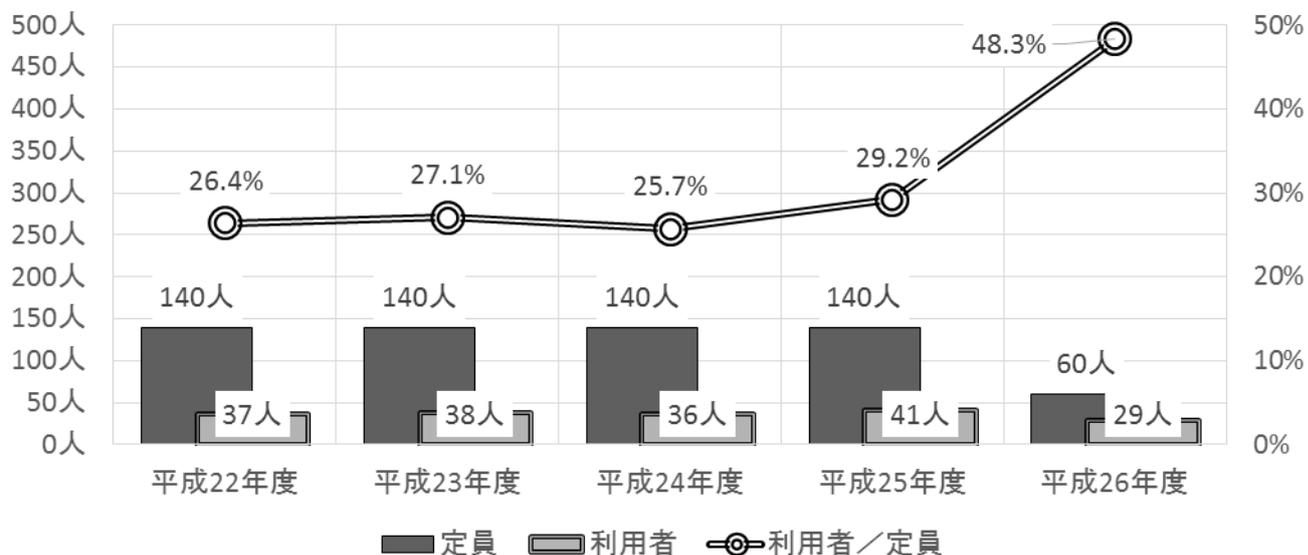
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
箇所数	3 園	3 園	3 園	2 園	2 園
定 員	285 人	215 人	215 人	170 人	170 人
利用者	183 人	179 人	174 人	171 人	198 人
利用者 / 定員	64.2%	83.2%	80.9%	100.5%	116.4%
保育士数	31 人	28 人	31 人	29 人	28 人
職員数	41 人	45 人	47 人	49 人	51 人

資料：五城目町健康福祉課資料（各年度 4 月 1 日現在）

平成 22 年度に大川保育園が現在の社会福祉法人キッズハウスもりやまへ譲与されたのをはじめ、平成 24 年度に馬場目保育園（へき地）が廃園するなど、少子化の影響が避けられない状況下でありながらも利用者の数は横ばいに推移しています。

2) 幼稚園の概況

幼稚園の状況



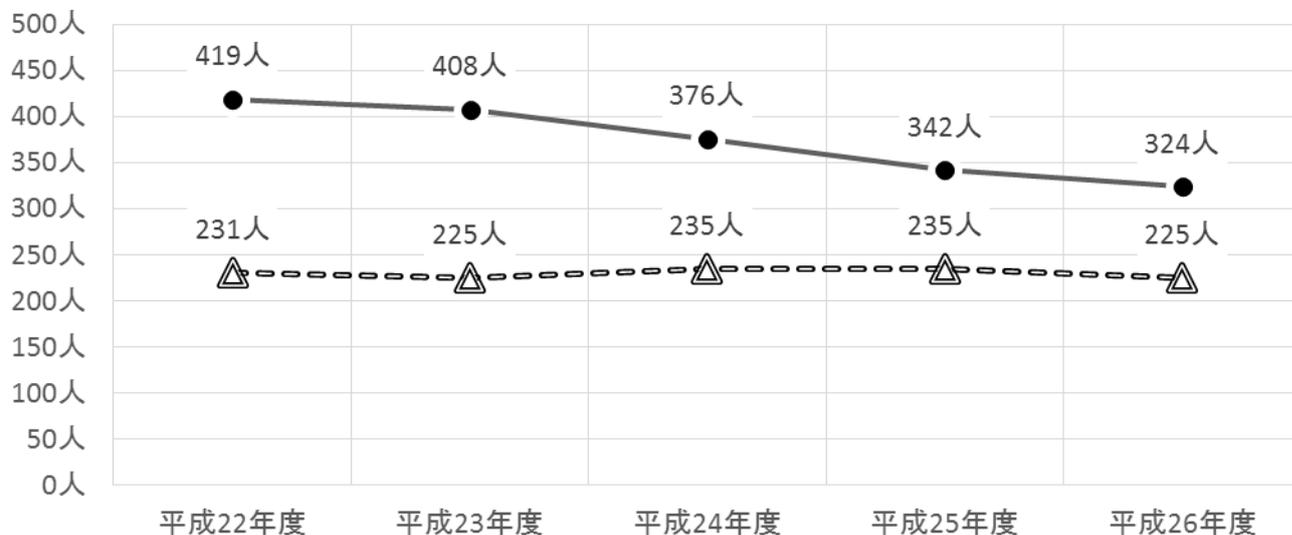
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
箇所数	1 園	1 園	1 園	1 園	1 園
定 員	140 人	140 人	140 人	140 人	60 人
利用者	37 人	38 人	36 人	41 人	29 人
利用者 / 定員	26.4%	27.1%	25.7%	29.2%	48.3%
保育士数	5 人	5 人	5 人	5 人	4 人
職員数	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

五城目幼稚園は、平成 26 年度に町立から「社会福祉法人キッズハウスもりやま」に移管し、幼保連携型認定子ども園もりやまこども園として開設しています。利用者は平成 25 年度までほぼ横ばいで推移していましたが、平成 26 年度は減少しています。

3) 小学校・中学校の概況

小学校・中学校の状況



—●— 小学校-児童数 -△- 中学校-生徒数

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学校	箇所数	3 校	3 校	3 校	2 校	2 校
	児童数	419 人	408 人	376 人	342 人	324 人
	教員数	39 人	41 人	38 人	31 人	32 人
	職員数	22 人	23 人	25 人	20 人	18 人
中学校	箇所数	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校
	生徒数	231 人	225 人	235 人	235 人	225 人
	教員数	18 人	17 人	22 人	21 人	24 人
	職員数	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

小・中学校の統廃合により、平成 26 年度現在で小学校 2 校、中学校 1 校となっています。

ここ 5 年間の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数については年々、減少の傾向にあり、中学校の生徒数についてはほぼ横ばいに推移しています。

2. アンケート調査結果のポイント

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

アンケート調査は、本計画の策定に向けて「量の見込み」を算出するために、就学前児童及び小学生児童の教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向など、子育て支援に関する住民ニーズ等を把握し、基礎資料を得ることを目的として実施しました。

2) 調査の実施状況

五城目町在住の住民から、住民基本台帳より系統抽出した就学前児童及び小学生児童を持つ保護者を対象に、保育所（園）、小学校を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収により調査を実施しました。（平成 25 年 11 月に実施）

3) 回収結果

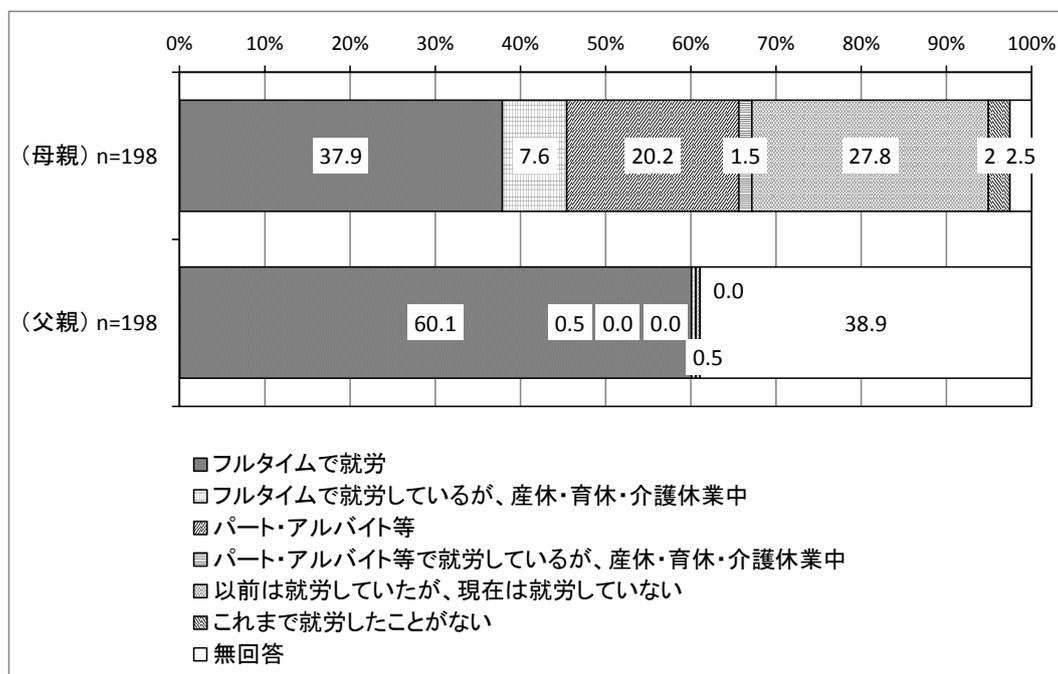
調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
	A	B	C (B/A)
就学前児童	236 人	198 票	83.8%
小学生児童	259 人	239 票	92.2%

4) 調査結果の表記に関する注意事項

- 調査結果の％表記については、小数第 2 位を四捨五入した値であるため、単数回答でも見た目の合計が必ずしも 100% になるとは限りません。
- 複数回答の質問は、回答数を 100% として各選択肢の％を算出しているため、合計が 100% を超えることがあります。
- 図表中の n は回答者数を示しています。
- 図表中ではスペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

(2) 就学前児童調査結果のポイント

1) 保護者の就労状況

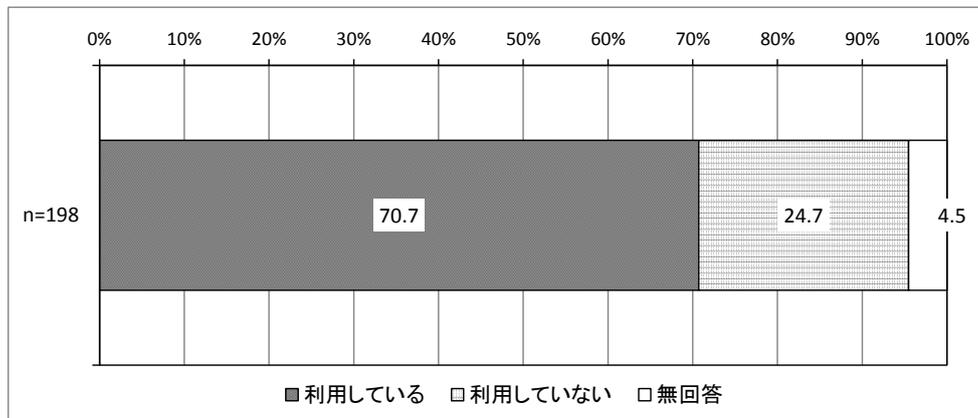


保護者の就労状況を見ると、“母親”では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(37.9%)が最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」(27.8%)となっています。「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(20.2%)とした方も約2割を占めています。

一方、“父親”では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(60.1%)とした方が6割を占めています。

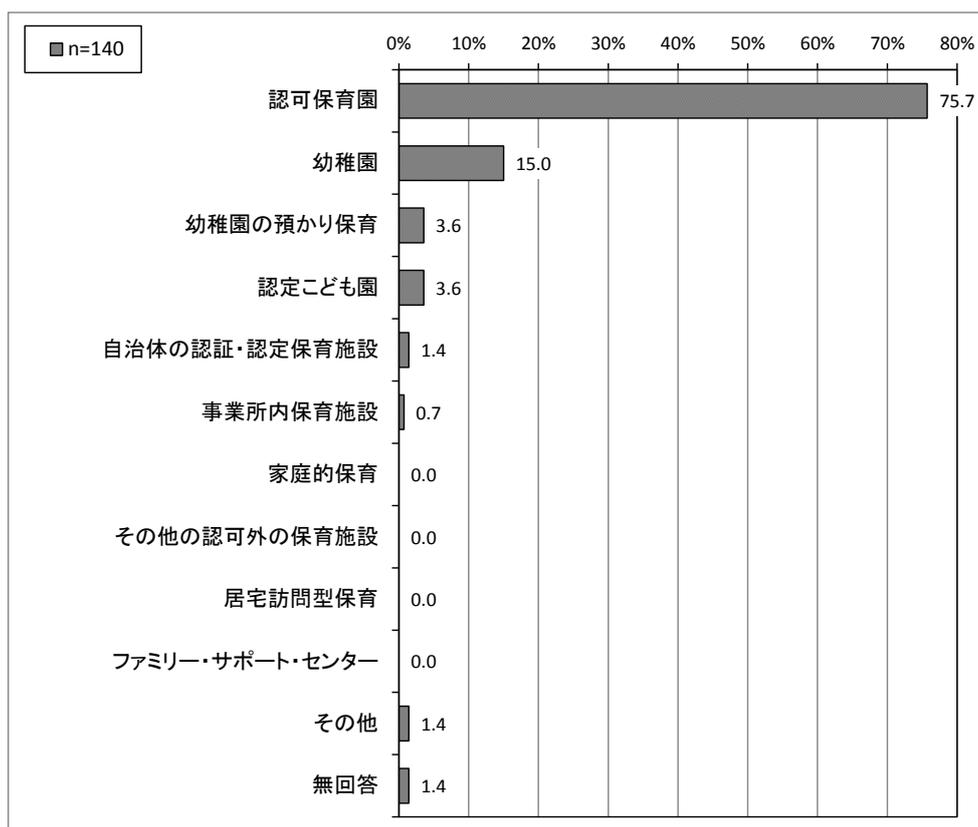
2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



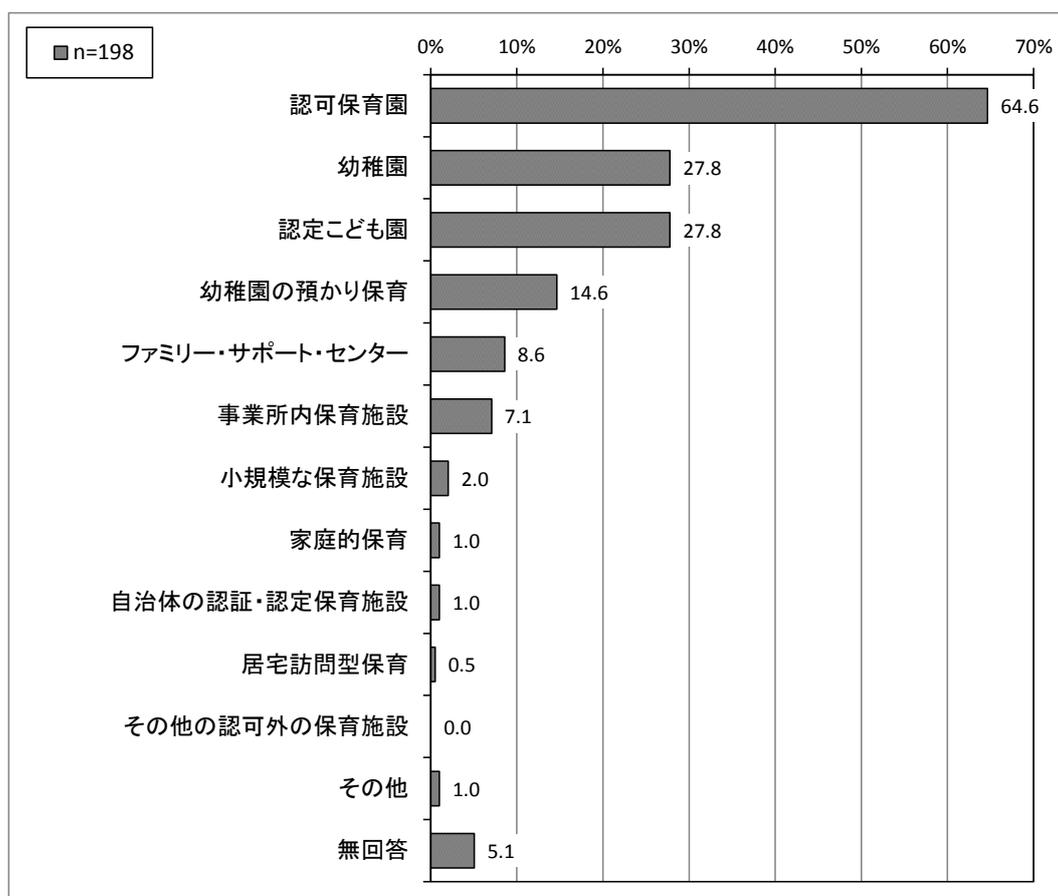
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、「利用している」方が70.7%と約7割となっています。

■ 利用している平日の定期的な教育・保育事業



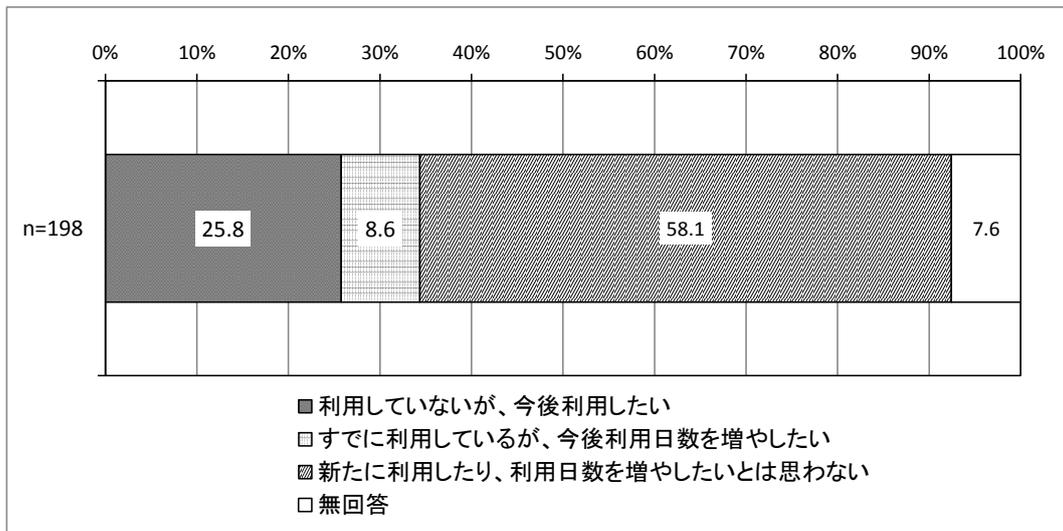
平日に定期的な教育・保育事業を利用している方の具体的な利用事業を見ると、「認可保育園」（75.7%）が約4人に3人で最も多くなっています。「幼稚園」（15.0%）で1割を超えていますが、他の事業については、利用している方はそれぞれ1割以下となっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望



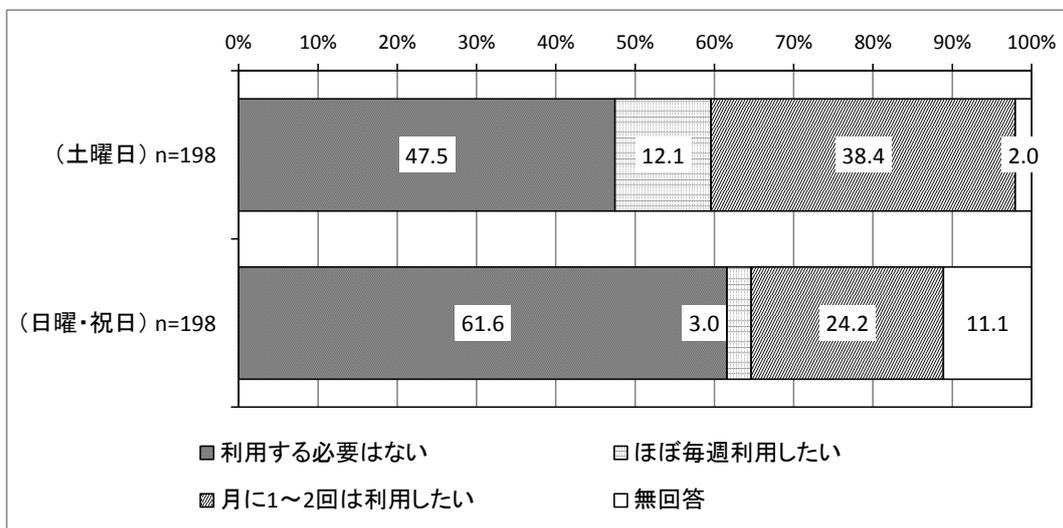
平日に利用したい定期的な教育・保育事業をみると、「認可保育所」(64.6%)が6割以上を占めて最も多くなっています。次いで、「幼稚園」と「認定こども園」がそれぞれ27.8%となっています。

3) 地域子育て支援センターの今後の利用意向



地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（58.1%）との回答が半数を超えて最も多くなっています。「利用していないが、今後利用したい」との回答は 25.8%にとどまりました。

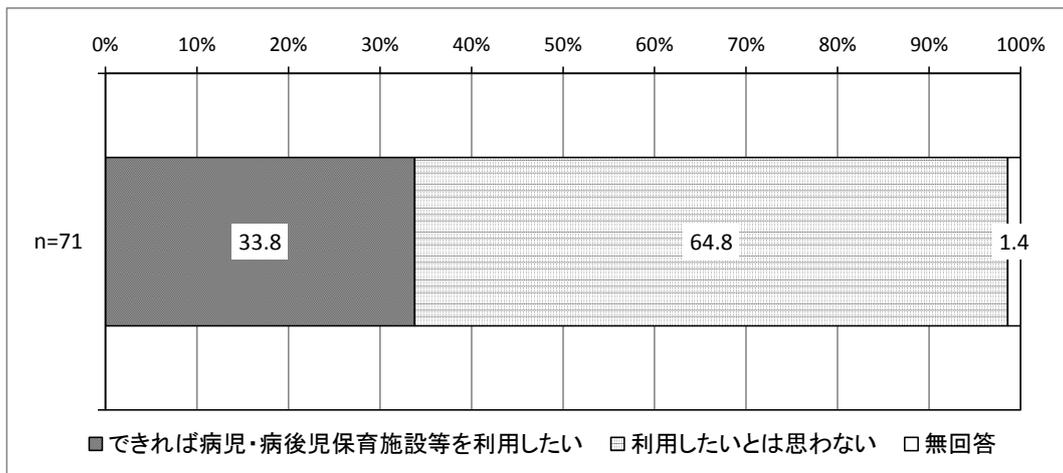
4) 土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望



土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、“土曜日”では「利用する必要はない」とする方が 47.5%と約5割を占めていますが、「月に1~2回は利用したい」とした方も 38.4%と4割弱を占めています。

“日曜・祝日”では「利用する必要はない」とする方が 61.6%と多くを占めており、「月に1~2回は利用したい」（24.2%）とした方は2割となっています。

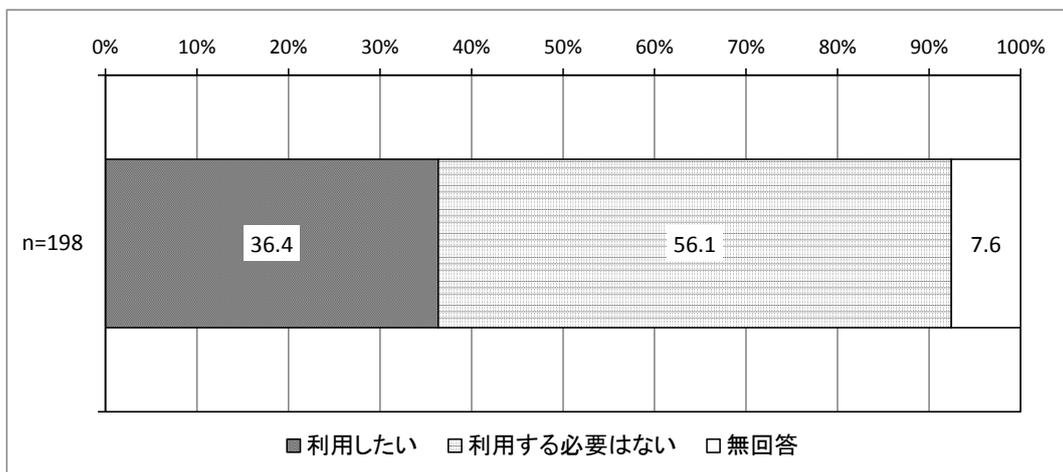
5) 病児・病後児のための保育施設等の利用意向



子どもが病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいとは思わない」とした方が 64.8% と6割を超えています。

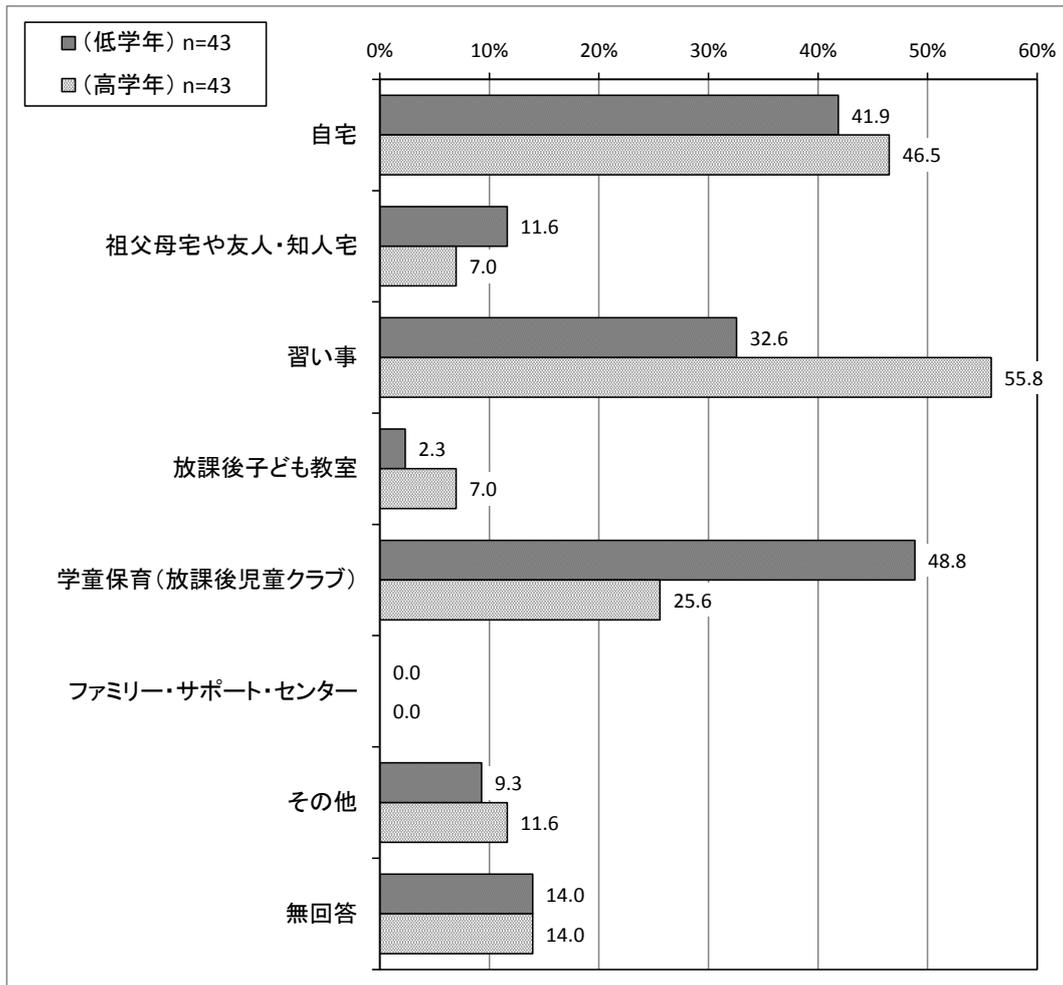
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした方は 33.8%と3割強となっています。

6) 不定期の教育・保育事業の利用意向



不定期の教育・保育事業の利用意向みると、「利用する必要はない」との回答が 56.1%と半数を超えており、「利用したい」との回答は 36.4%となっています。

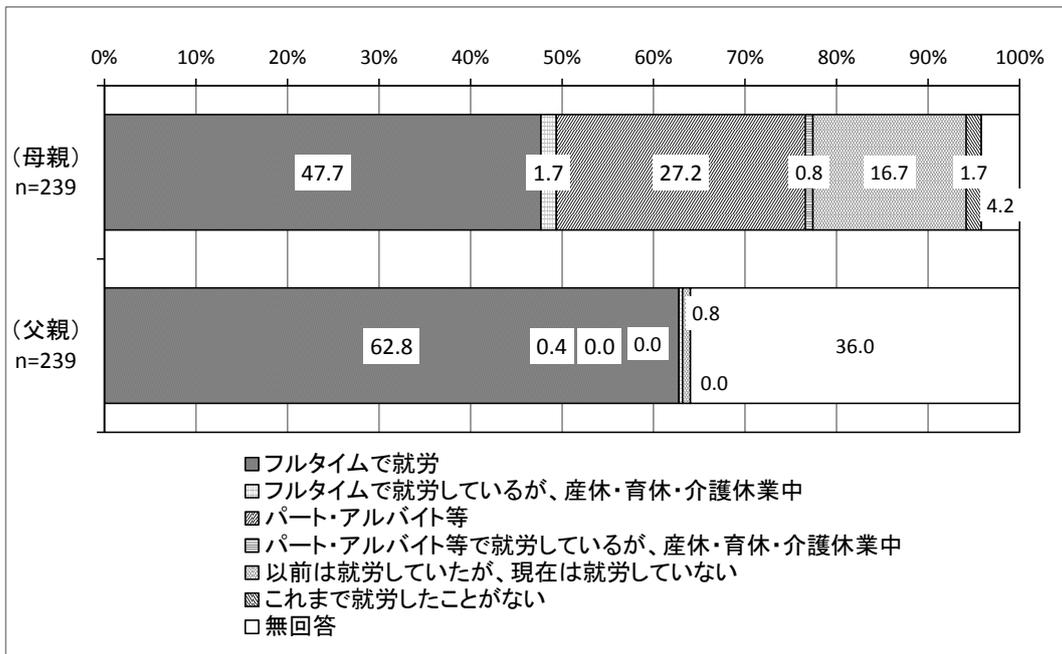
7) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望



現在対象児が5歳の回答者に、対象児が小学校入学後、放課後をどのように過ごさせたいかについて聞いたところ、小学校“低学年”では「学童保育（放課後児童クラブ）」が48.8%で最も多く、“高学年”では習い事が55.8%で最も多くなっています。

(3) 小学生児童調査結果のポイント

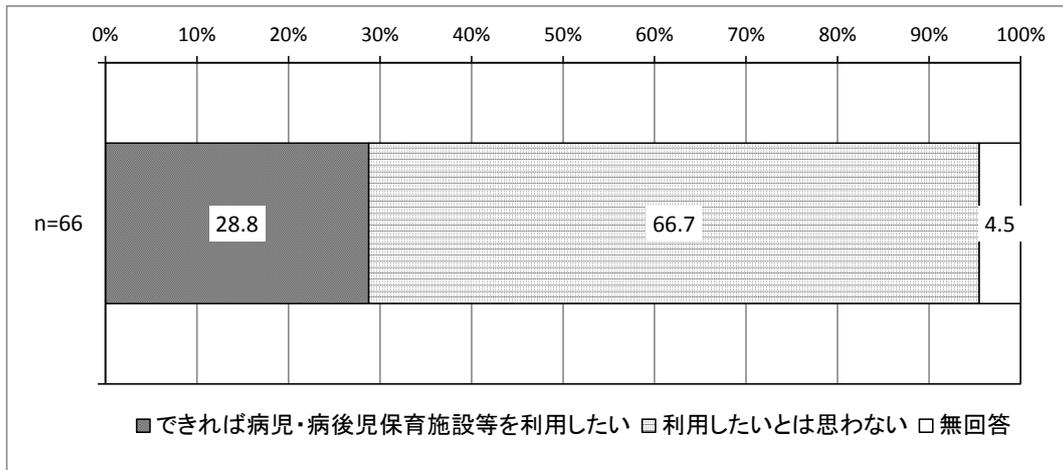
1) 保護者の就労状況



保護者の就労状況を見ると、“母親”では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(47.7%)が最も多く半数近くを占めています。また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(27.2%)とした方も約2割を占めています。

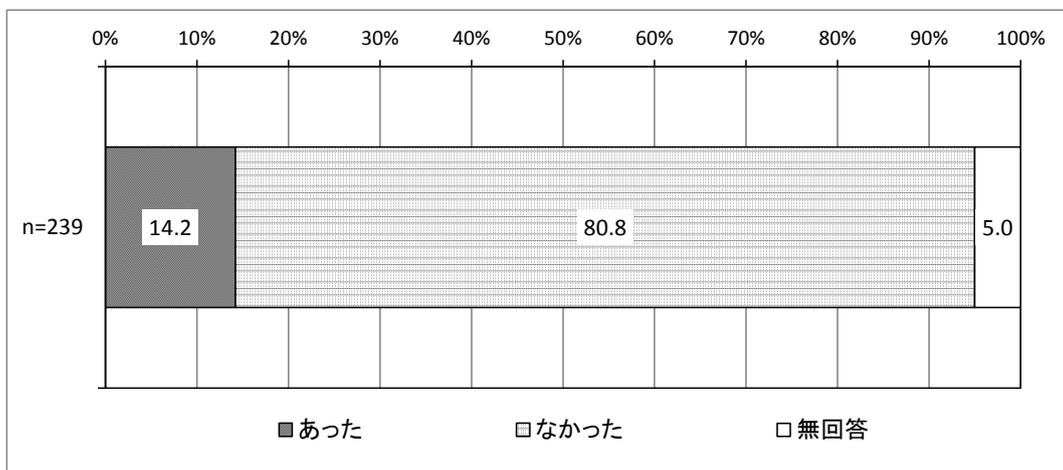
一方、“父親”では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」とした方が62.8%と6割を占めています。

2) 病児・病後児のための保育施設等の利用意向



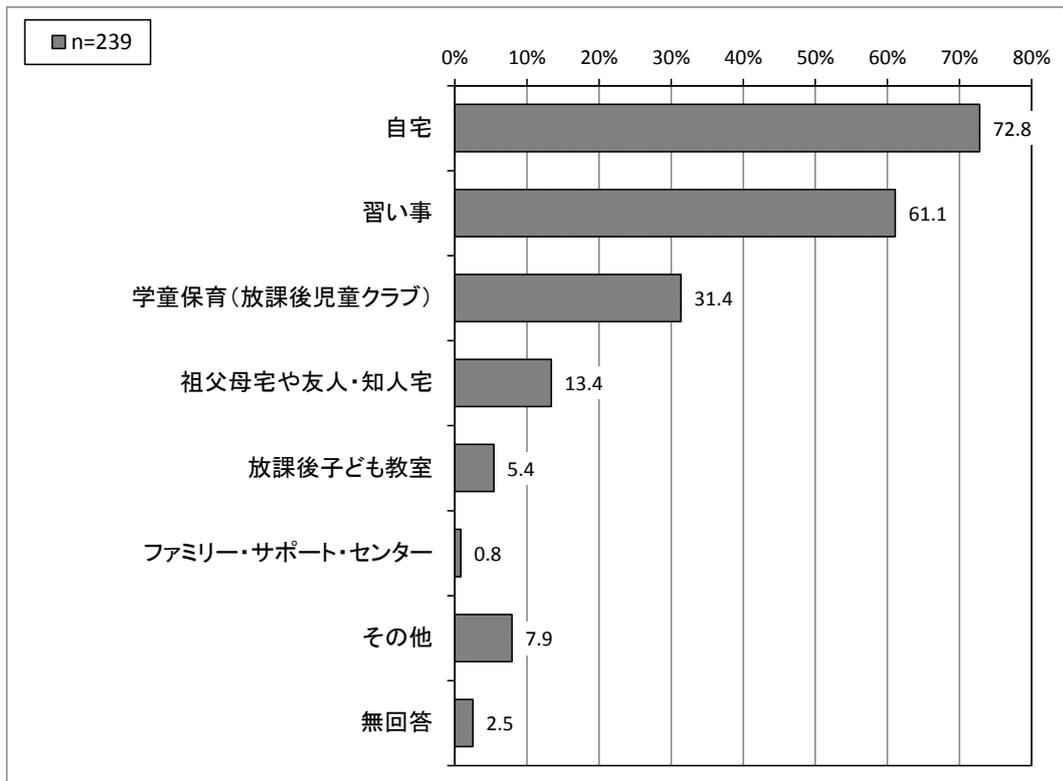
子どもが病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいとは思わない」とした方が 66.3% と約 3 人に 2 人の割合となっています。「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした方は 28.8% となっています。

3) 宿泊を伴う一時預かり等の利用状況



保護者の用事で子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことの有無をみると、「なかった」とした方が 80.8% と多数を占めています。「あった」とした方は 14.2% となっています。

4) 放課後の過ごし方の希望



子どもの放課後の過ごし方の希望をみると、「自宅」(72.8%)と「習い事」(61.1%)の2つが上位にあげられています。次いで「学童保育」が3割、「祖父母宅や友人・知人宅」が1割と続いています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へと移行します。

「子ども・子育て支援新制度」では、子どもを生き育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

<国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

すべての子どもの幸せの実現に向けて、
地域のすべての人ができることを行い、
子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく
まちづくりを推進していきます

(2) 基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」

「地域の子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活との調和の推進、妊娠中、産休・育休明けからの切れ目のない支援、児童虐待の問題や、ひとり親家庭、障害のある子どもへの支援などについても重視されています。

また、「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました。

そこで、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえるとともに、これまで次世代育成支援行動計画として取り組んできた子どもや子育て家庭に対する取り組みを継承するものとして本計画を推進していきます。

そのため、計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画とそれ以外の子ども・子育て支援に関わる取り組みとに分けて、それぞれに着実な推進を図ります。

<子ども・子育て支援事業計画>

- 1 : 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
- 2 : 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3 : 仕事と生活の調和の促進
- 4 : その他の支援事業の推進

<その他の子ども・子育て支援施策>

- 基本目標 1 : 子どもの心身の健やかな成長の支援
- 基本目標 2 : 子育て家庭をサポートする環境の整備
- 基本目標 3 : 地域の子育て力を強化する施策の充実
- 基本目標 4 : 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保
- 基本目標 5 : 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

2. 計画の体系

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます

子ども・子育て支援事業計画

1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

2：地域子ども・子育て支援事業の推進

- 2-1：通所系事業
- 2-2：相談支援
- 2-3：その他の支援事業

3：仕事と生活の調和の促進

4：その他の支援事業の推進

- 4-1：要保護児童対策
- 4-2：妊産婦支援
- 4-3：保育の質の向上

その他の子ども・子育て支援施策

基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援

- 1-1：心と体の健全育成の推進
- 1-2：子どもの育ちを支援する教育の充実

基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備

- 2-1：家庭の子育て力の強化
- 2-2：情報提供、相談支援の充実
- 2-3：母子の健康づくりの推進
- 2-4：食育の推進

基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実

- 3-1：地域の子育て力の強化
- 3-2：世代間交流の推進
- 3-3：次代の親の育成

基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

- 4-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備
- 4-2：子どもと子育て家庭の安全の確保
- 4-3：交通安全の推進

基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

- 5-1：障害児支援
- 5-2：ひとり親家庭支援

第2編：子ども・子育て支援事業計画

第1章 事業推進の考え方

1. 子ども・子育て支援事業計画に対する考え方

「子ども・子育て支援新制度」で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しています。

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援法で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を図るとともに、子どもや子育て家庭に必要とされるサポートについて、子ども・子育て家庭、地域社会と一緒に取り組んでいきます。

<子ども・子育て支援制度の内容>

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園，幼稚園，保育所の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実・子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

<教育・保育提供区域について>

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本町では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全町を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとしします。

＜教育・保育の一体的提供の推進＞

小学校就学前の町の子どもに対する、より質の高い教育と保育並びに地域の子育て中の未就園児を持つ保護者に対する子育て支援等を総合的に提供することを目的に、平成 26 年 4 月 1 日より幼保連携型認定こども園もりやまこども園が開設されています。

多様化する利用者のニーズに対応するよう、保育所保育を必要とする子ども幼稚園教育を希望する子どもを受け入れて、「教育と保育を一体的に行うこと」、「地域の未就園児及びその保護者が相互に交流できる場所を提供し、すべての子育て家庭を対象に、子育てに関する相談等に応じること」、「保護者の疾病その他の理由により、一時的に保育が必要な地域の子どもの保育を実施すること」などにおける機能の充実化を図り、より質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を推進します。

また、接続期の子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼・保・小の教職員等が互いの教育・保育の内容、つながりについて相互理解を深めるカリキュラム等の策定や職員研修を引き続き実施するとともに、学校教育との円滑な連携を推進していきます。

＜産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保＞

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を図るとともに、計画的に教育・保育施設や地域型保育事業を整備していきます。

特に、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることから、育児休業期間満了時（原則として、児童が1歳に到達した時）から教育・保育施設等の利用を希望する保護者に対して、希望した時から質の高い保育を利用できるよう環境整備を進めていきます。

＜子どもに関する専門知識・技術を要する支援における県との連携＞

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実などについては、県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて、子育て支援を展開していきます。

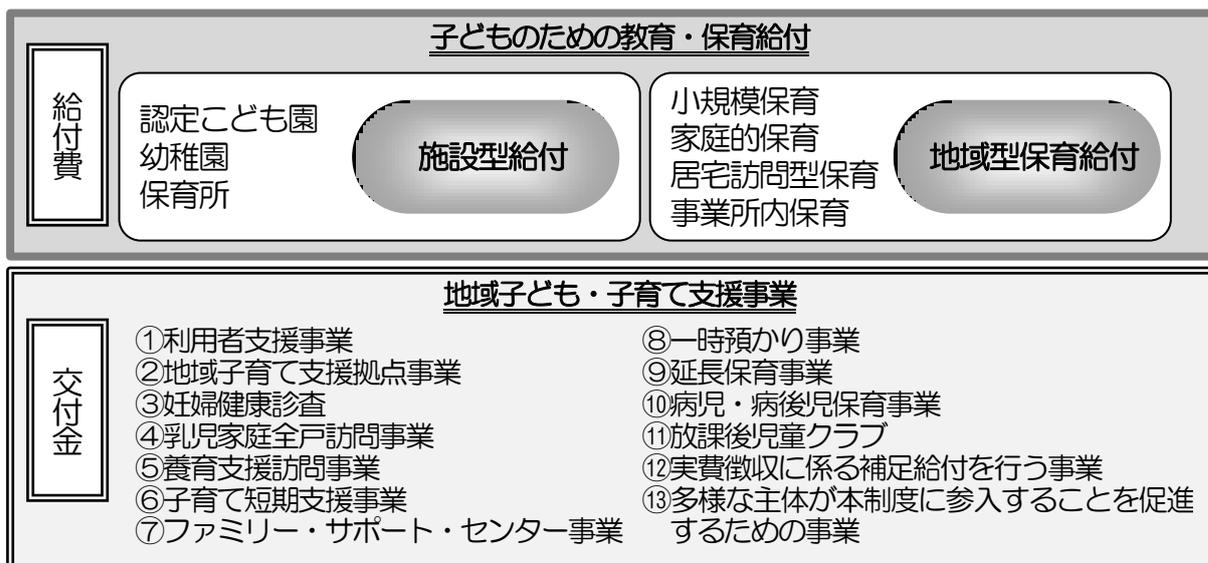
＜職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携＞

働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、県や町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、労働局等と連携を取りつつ、実情に応じた取り組み（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

2. 新制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

給付対象となる事業は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」となっています。



(1) 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

1) 認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園 (教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 (保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 (保育利用) 小規模保育事業など

2) 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

事由	<ul style="list-style-type: none">○就労○妊娠・出産○保護者の疾病・障害○同居親族等の介護・看護○災害復旧○求職活動○就学○虐待やDVのおそれがあること○育児休業取得時に、すでに保育を利用していること○その他市町村が定める事由e t c.
保育時間	<ul style="list-style-type: none">○保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用○保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
優先すべき事情	<ul style="list-style-type: none">○ひとり親家庭○生活保護世帯○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合○虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合○子どもが障害を有する場合○育児休業明け○兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合○小規模保育事業などの卒園児童○その他市町村が定める事由e t c.

(2) 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

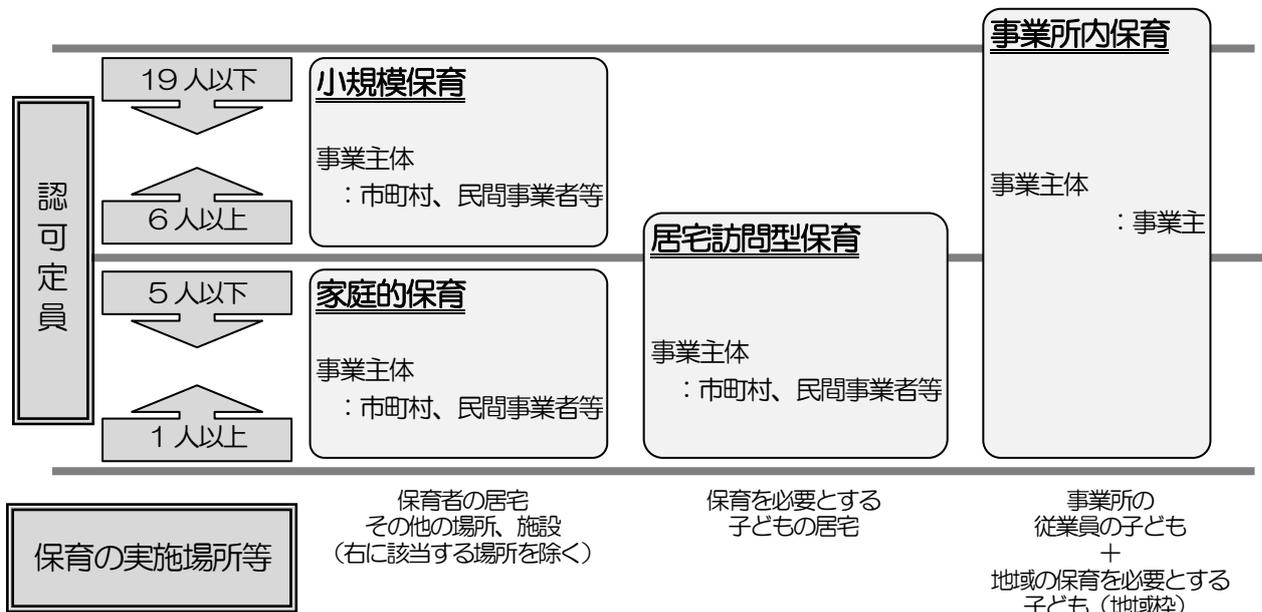
給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）



(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、対象事業の範囲についても法定のものとなっています。

第2章 事業の推進

1. 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

1) 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

【事業概要】

認定こども園もりやまこども園を核として、保育・教育内容の充実に努め、大川保育園とともに需要に応じた定員の見直しを実施、また、より一層の保育の充実に努めていきます。

【取り組みの方向】

保育士の確保と保護者のニーズにあった保育を提供するための体制整備を今後も継続して取り組んでいきます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

2-1：通所系事業

1) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

もりやまこども園で30分の延長を実施しています。

【取り組みの方向】

1時間延長の需要が認められるため、延長時間の設定が30分でいいのか、今後、拡充について検討を行います。

2) 休日保育事業

【事業概要】

日曜・祝日に保育を実施する事業ですが、当面実施の予定はありません。

【取り組みの方向】

今後の需要の動向、要望等により実施について検討をしていきます。

3)特定保育事業

【事業概要】

3歳未満児を対象とした、「週2・3日の利用」または「午前ないし午後だけの利用」の保育事業ですが、一時保育事業で対応可能であるため、当面実施の予定はありません。

【取り組みの方向】

今後の需要の動向、要望等により実施について検討をしていきます。

4)一時保育事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

平成16年から実施している事業で、緊急的な保育サービスとして定員10名で実施しています。

【取り組みの方向】

今後の需要動向により場所、定員数の検討を行います。

5)ショートステイ・トワイライトステイ事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
(短期入所生活援助事業：ショートステイ事業、夜間養護等事業：トワイライトステイ事業)

現在のところ需要は認められず、実施は困難であるため、当面実施の予定はありません。

【取り組みの方向】

今後の需要の動向、要望等により実施について検討をしていきます。

6)夜間保育事業

【事業概要】

開所時間が午後 10 時までで、前後 7 時間の延長保育ができる「夜間保育所」で行う事業ですが、現在のところ需要が認められないため、当面実施の予定はありません。

【取り組みの方向】

今後の需要の動向、要望等により実施について検討をしていきます。

4)病児・病後児保育事業

【事業概要】

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病気の子ども及び病気からの回復期にある子どもの保育を行う事業ですが、当面実施の予定はありません。

【取り組みの方向】

病後児保育事業は、医療機関との連携が必要なため、需要の動向や要望等により、関係機関と検討をしていきます。

5)放課後児童健全育成事業(保育クラブ)

【事業概要】

日中、就労等により保護者が不在の児童を対象に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成指導するために開設しているものです。

五城目小学校の児童を対象とした「すすむしクラブ」で実施している事業で、定員 35 名で実施しています。

【取り組みの方向】

周知の方法を工夫するとともに、指導員の確保と安全管理の徹底を図り、利用促進と保育環境の向上を目指していきます。また、今後の需要動向により、実施学校、学年、定員の検討を行います。

2-2：訪問系事業

1)乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【取り組みの方向】

訪問にあたる職員（3名）を確保し、対象となる乳幼児家庭の全戸訪問を行います。

2-3：相談支援

1)地域子育て支援センター事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域の拠点としてもりやま子ども園に委託し、年間通じて子育て相談等を実施しています。年間延べ700人程度の利用があります。

【取り組みの方向】

「わんぱーく」をさらに充実し、地域の子育て支援拠点としてすべての子育て家庭に対する育児支援を行います。

また、周知の方法を工夫し、利用促進を図ります。

2)「わんぱーく」による相談・助言

【事業概要】

子育て支援センター「わんぱーく」による相談・助言を実施します。

地域子育て支援センターでの情報提供や、町広報を利用した子育て支援情報の提供を実施しています。また、必要に応じて窓口相談も行っています。

【取り組みの方向】

今後は保護者が求めているものをさらに把握するよう努め、適切な支援が提供できるように取り組んでいきます。

2-4：その他の事業

1)ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との子育てをお互いに助け合う総合援助組織の事業です。

現状での実施は困難であり、当面実施の予定はありません。

【取り組みの方向】

今後の需要の動向、要望等により実施について検討をしていきます。

2)妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中、適宜必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦一般健診及び妊婦歯科健診を実施しており、健やかな妊娠・出産のための指導を心掛けています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

3. 仕事と生活の調和の促進

1) 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等の啓発

【事業概要】

多様な働き方の実現及び働き方の見直し等の広報・啓発・情報提供等を推進するとともに、国・県との連携強化及び事業所等との協調・整合に努めます。

【取り組みの方向】

今後も引き続き働き方の見直しを図り、子育て環境の整備促進に努めます。

2) 育児休業制度活用の推進

【事業概要】

育児休業制度活用の推進に努めます。

【取り組みの方向】

今後も育児休業が取得しやすい環境整備に努めます。

3) 企業への啓発

【事業概要】

時間休暇がとれる職場など企業の協力体制の改善に努めます。

【取り組みの方向】

今後も柔軟に対応できるように支援をしていきます。

4) 保育サービスの充実

【事業概要】

保育サービスや学童保育等の充実に努めます。

【取り組みの方向】

今後も就労している保護者が安心して保育サービスを利用できるように各種保育サービスや学童保育の充実に努めます。

5) 男女共同参画推進連絡会議・懇談会の開催

【事業概要】

男女共同参画推進連絡会議・懇談会での協議・推進に努めます。

【取り組みの方向】

今後も引き続き男女共同参画意識の醸成に向けて取り組んでいきます。

4. その他の支援事業の推進

4-1：要保護児童対策

1) 児童虐待の早期発見

【事業概要】

幼稚園・保育園による入園時、日常保育での早期発見に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力をいれています。

【取り組みの方向】

今後も関係機関との連携のもと、児童虐待の早期発見・未然防止に努めます。

2) 2か月児訪問

【事業概要】

要保護児童の早期発見、把握のため、第1子2か月児訪問を重点的に実施します。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力をいれています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

3) 児童虐待防止体制の構築

【事業概要】

子ども虐待に対する連絡体制の構築により未然防止の推進に努めます。

学校や主任児童委員と連携して防止に努めています。

【取り組みの方向】

引き続き、関係機関との連携を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

4) 子育て支援事業による各種相談の活用

【事業概要】

子育て支援事業による各種相談を利用して防止に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力をいれています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

5)教育相談、就学指導体制の充実

【事業概要】

要保護児童のための教育相談、就学指導体制の充実に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力をいれています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

6)要保護児童支援のための関係機関の連携

【事業概要】

関係機関との連携強化による防止対策に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力をいれています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

4-2：妊産婦支援

1)妊婦に対するきめ細やかな指導

【事業概要】

リスクの高い妊婦の支援とため、喫煙妊産婦に対する保健指導やハイリスク妊婦への適切な保健指導を実施します。

また、就労妊産婦の健康管理に対する指導を実施します。

健やかな妊娠・出産のための指導を心掛けるとともに、必要に応じて専門機関の紹介とそれに応じた指導を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続ききめ細やかな指導を行っていきます。

2)妊婦訪問指導

【事業概要】

妊婦健診で所見のある妊婦に対する訪問指導を実施し、状況に応じて保健指導を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

3)不妊に対する健康相談

【事業概要】

不妊に対する健康相談の実施及び不妊専門相談センターの紹介を行います。

健やかな妊娠・出産のための指導を心掛けています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

4-3：保育の質の向上

1)保育園の改修

【事業概要】

保育園の老朽化に伴う施設の整備（大規模改修）を保育需要に応じて実施します。

【取り組みの方向】

大川保育園の老朽化による施設の維持管理が課題となっており、保育のニーズに応じて継続して取り組んでいきますが、状況を踏まえて柔軟な対応を図ります。

2)保育サービス評価など保育サービスの質を担保する仕組みの導入・実施

【事業概要】

定期的な利用者への満足度調査の実施及び保育士の資質向上のため、研修・研究機関への積極的な参加に努めます。

【取り組みの方向】

積極的に研修の場を提供し、多くの保育士等に参加してもらうことで、保育の質の向上や保育士の資質向上を図ります。

第3章 事業の計画目標

1. 教育・保育事業の確保策

		1号		2号		3号		提供体制		
		3～5歳		3～5歳		0歳	1・2歳			
		教育	保育	教育	保育	保育	保育	実施の有無	箇所数	
平成 27年度	量の見込み	15人		13人	120人	38人	86人			
		教育:計		28人	保育:計	244人				
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	28人	保育:計	244人			
		施設型 給付	保育所						×	
			認定こども園	15人	13人	120人	38人	86人	○	1か所
			幼稚園						×	
		地域型保育 給付	小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育 事業所内保育						×	
	認可外保育施設						×			
確認を受けない幼稚園						×				
平成 28年度	量の見込み	17人		14人	129人	36人	82人			
		教育:計		31人	保育:計	247人				
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	31人	保育:計	247人			
		施設型 給付	保育所						×	
			認定こども園	17人	14人	129人	36人	82人	○	1か所
			幼稚園						×	
		地域型保育 給付	小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育 事業所内保育						×	
	認可外保育施設						×			
確認を受けない幼稚園						×				
平成 29年度	量の見込み	16人		14人	126人	34人	78人			
		教育:計		30人	保育:計	238人				
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	30人	保育:計	238人			
		施設型 給付	保育所						×	
			認定こども園	16人	14人	126人	34人	78人	○	1か所
			幼稚園						×	
		地域型保育 給付	小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育 事業所内保育						×	
	認可外保育施設						×			
確認を受けない幼稚園						×				
平成 30年度	量の見込み	17人		14人	126人	32人	73人			
		教育:計		31人	保育:計	231人				
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	31人	保育:計	231人			
		施設型 給付	保育所						×	
			認定こども園	17人	14人	126人	32人	73人	○	1か所
			幼稚園						×	
		地域型保育 給付	小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育 事業所内保育						×	
	認可外保育施設						×			
確認を受けない幼稚園						×				
平成 31年度	量の見込み	16人		14人	122人	30人	69人			
		教育:計		30人	保育:計	221人				
	確保策	確保策のまとめ		教育:計	30人	保育:計	221人			
		施設型 給付	保育所						×	
			認定こども園	16人	14人	122人	30人	69人	○	1か所
			幼稚園						×	
		地域型保育 給付	小規模保育事業						×	
			家庭的保育事業						×	
			居宅訪問型保育 事業所内保育						×	
	認可外保育施設						×			
確認を受けない幼稚園						×				

2. 地域子ども・子育て支援事業の確保策

			実施 有無	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業	確保策	箇所数	×					
時間外保育事業(延長保育)	量の見込み			143人日	145人日	140人日	136人日	130人日
	確保策	提供量	○	143人日	145人日	140人日	136人日	130人日
		箇所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
放課後児童健全育成事業	量の見込み			120人	116人	123人	125人	132人
	確保策	提供量-低学年	○	94人	94人	104人	108人	115人
		提供量-高学年		41人	38人	35人	34人	31人
		箇所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み							
	確保策	提供量	×					
箇所数								
地域子育て支援拠点事業	量の見込み			78人日	75人日	71人日	66人日	64人日
	確保策	提供量	○	84人日	84人日	84人日	84人日	84人日
		箇所数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
一時預かり (在園児対象)	量の見込み							
	確保策	<1号認定>	×					
<2号認定>								
一時預かり (幼稚園以外)等	量の見込み							
	確保策	提供量	×					
		箇所数						
	ファミリー・サポート・センター (病児・病後児以外)	確保策	提供量	×				
箇所数								
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	確保策	提供量	×					
		箇所数						
病児病後児	量の見込み							
	確保策	提供量	×					
		箇所数						
	ファミリー・サポート・センター (病児・病後児利用)	確保策	提供量	×				
箇所数								
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター就学児)	量の見込み							
	確保策	提供量-低学年	×					
		提供量-高学年						
箇所数								
妊婦健康診査	量の見込み			46人	43人	40人	38人	36人
	確保策	提供量	○	55人	55人	55人	55人	55人
				妊婦健診 14回	妊婦健診 14回	妊婦健診 14回	妊婦健診 14回	妊婦健診 14回
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み			46人	43人	40人	38人	36人
	確保策	提供量	○	55人	55人	55人	55人	55人
		訪問スタッフ数		3人	3人	3人	3人	3人
養育支援訪問事業	量の見込み							
	確保策	提供量	×					
実費徴収に係る補足給付を行う事業	確保策		×					
多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業	確保策		×					

第3編：子ども・子育て支援施策の推進

第1章 施策推進の考え方

1. 次世代育成支援行動計画の継承に対する考え方

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、次世代育成支援行動計画（前期・後期）に基づいて、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための各種の施策に取り組んできました。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、次世代育成支援対策の中核である保育サービスや子育て支援事業等については子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画において、取り組みを推進していくこととなりましたが、次代の社会を担う子どもたちが健全に育成される地域社会を構築していくためには、より総合的で多様な施策の推進が必要と考えられます。

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援に関わる取り組みを重点的に推進するための平成 26 年度までの時限法でしたが、法改正に伴い、法律の有効期限が 10 年間延長（平成 37 年 3 月 31 日まで）され、引き続き、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関わる総合的な施策に継続して取り組むことが可能となりました。（市町村行動計画の策定については任意となりました）

そこで、本町においては、子ども・子育て支援に関わる取り組みを総合的に推進していくため、子ども・子育て支援法に基づく保育サービスや子育て支援事業等の推進と延長された次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策を一体的に推進していくこととしました。

なお、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画に関わる取り組みについては主に第2編において整理しているため、第3編においては、主に保育サービスや子育て支援事業等を除いた次世代育成支援対策推進法に基づく総合的な子ども・子育て支援施策について、今後の取り組み方向を整理していきます。

2. 次世代育成支援に関わる国の方向性

次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、新たにいくつかの取り組みを推進することが国より示されています。

■放課後子ども総合プラン

- ・共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室を着実に推進
- ・その際、小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましい
- ・このため、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の平成31年度の目標事業量を設定するとともに、これらの事業の一体的な、又は連携した実施方策、教育委員会と福祉部局の連携方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが必要
- ・新たに放課後児童クラブ・放課後子供教室を整備する場合は、小学校で一体型に、既に小学校でこれらの事業を実施している場合は放課後児童クラブの対象児童も放課後子供教室の活動に参加できるようにし、これらの事業の一体的な実施を推進
- ・放課後児童クラブの実施に当たっては、小学校の活用に加え、希望する幼稚園などの活用の検討、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、効果的・効率的な取組の推進が必要

国では「放課後児童クラブ」の受け入れ枠を平成31年度末までに30万人分増加させ、「放課後子供教室」は全小学校区で実施（約2万か所、うち約1万か所以上を放課後児童クラブと一体的に実施）させる方針を示しており、市町村における放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的実施等の取り組みを、国が予算・運用面で後押ししていく方向を示しています。

■地域における人材養成

- ・子ども・子育て支援新制度下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、育児経験豊かな主婦等を中心とした人材の養成など、地域の人材の効果的な活用が必要

国では「子育て支援員（仮称）」の創設による人材確保の方針を示しています。
「子育て支援員（仮称）」は国が示すガイドラインによる「子育て支援員（仮称）研修」を修了した者を認定するもので、これにより女性雇用や保育士等人材の確保につなげるという方向を示しています。

本町においても、国や県の施策の動向や地域におけるニーズや基盤の整備状況を見極めながら、新たな取り組みが必要な場合には、計画期間中においても新規事業に取り組んでいきます。

第2章 施策の展開

基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援

1-1：心と体の健全育成の推進

1) 児童の健全育成

【事業概要】

児童健全育成の広報啓発活動を積極的に推進します。
継続して推進しており、必要に応じて情報提供を行っています。

【取り組みの方向】

関係機関と連携を図りながら、今後も継続して実施していきます。

2) 思春期保健対策の充実

【事業概要】

性や性感染症予防に対する情報提供に努めるとともに、学校養護教諭との連携や相談機関の紹介を推進します。

保健の専門機関と連携して情報を発信するとともに、地元民生委員などと連携して情報交換を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

3) スポーツ少年団活動の推進

【事業概要】

スポーツ少年団の総合スポーツへの取り組みを推進するとともに、町内スポーツ少年団の相互交流の実施に努めます。

また、地域指導者によるスポーツ少年団の指導を推進します。

【取り組みの方向】

町内スポーツ少年団の相互交流については今後も積極的に実施していきます。

指導者が指導しやすい環境整備を図るとともに、指導者に対して各種研修への積極的な参加を呼び掛け、スポーツ少年団の指導者育成を推進していきます。

1-2：子どもの育ちを支援する教育の充実

1)「わらしべ塾」の推進

【事業概要】

放課後子ども教室「わらしべ塾」の推進に努めます。

子どもたちの居場所づくりとして町内の指導員が様々なカリキュラムを提供しています。

【取り組みの方向】

これまでのところ特に問題はないものの、提供している教室にマンネリが生じないように工夫を行い、地域の人材や資源を活用し、今後も継続して実施していきます。

2)体験教室等の推進

【事業概要】

「秋田県環境と文化のむら」の自然観察会や体験教室等の積極的な利用を推進します。

秋田県自然保護課や専門ボランティアと連携して実施しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備

2-1：家庭の子育て力の強化

1)健全な家庭づくりの推進

【事業概要】

健全な家庭づくりの推進に努めます。

継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

【取り組みの方向】

今後は家庭教育の推進を強化し、各種団体との連携を強めていきます。

2)育児教室(親子ふれあい教室)

【事業概要】

育児教室（親子ふれあい教室）を開催します。

状況に応じて実施しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

3)父親を対象とした子育て講座等の実施

【事業概要】

幼稚園・保育園での父親を対象とした子育て講座等を実施します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

2-2：情報提供、相談支援の充実

1) 育児相談

【事業概要】

育児に対する不安や悩みの相談しやすい体制を推進します。
健やかな妊娠・出産のための指導を心掛けています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

2) 保育サービスに関する積極的な情報提供

【事業概要】

保育サービスに関する事業の情報提供を多様な手段により積極的に実施します。

【取り組みの方向】

現在実施していない特別保育については、需要量が見込める場合に実施するよう今後検討していきます。また、ネットワーク環境の整備を工夫して効果的な情報提供を行っていきます。

3) 子育てマップ、ガイドブック等の作成、配布

【事業概要】

子育てマップの作成、県や外郭団体等にて作成されたハンドブック・ガイドブックの積極的な配布を実施します。

継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

【取り組みの方向】

秋田県子育て支援課や中央福祉事務所等とさらに連携を強めて取り組んでいきます。

4) 広報「ごじょうめ」による子育て支援情報の提供

【事業概要】

「広報ごじょうめ」により、子育てに関する意識の啓発を推進するとともに、保護者への子育て支援サービスに関する情報の提供・相談・助言及び利用のあっせんを実施します。

継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

また、地域子育て支援センターでの情報提供や、必要に応じて窓口相談も実施しています。

【取り組みの方向】

保護者が求めているものをさらに把握するよう努め、提供する情報の内容の充実を図るとともに、町の広報紙のみならず、あらゆるネットワークとリンクして、効果的な情報提供を図っていきます。

2-3：母子の健康づくりの推進

1) 母子手帳の交付・活用

【事業概要】

母子健康手帳の早期交付及び必要性のPRを実施するとともに、母子健康手帳の活用方法の指導を実施します。

毎週第2・4月曜日に手帳交付日を設定しています。町広報紙でも周知を行っています。

健やかな妊娠・出産のための指導を心掛けています。

【取り組みの方向】

仕事の都合などで定められた日に来られない方がいるため、対象者の都合に応じた柔軟な交付方法を検討していきます。

2) 低体重児に対する訪問指導体制の確立

【事業概要】

低体重児に対する訪問指導体制の確立に努めます。

関係機関と連携して、指導体制を整備しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

3)2か月児訪問

【事業概要】

第1子2か月児訪問を重点的に実施します。
居住実態の把握に努めています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

4)乳児期(4、7、10か月)健診

【事業概要】

乳児期（4、7、10か月）健診を実施します。
子育て相談と併せて実施し、育児不安解消に努めています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

5)乳児期(1歳6か月、3歳)健診

【事業概要】

乳児期（1歳6か月、3歳）健診を実施します。
子育て相談と併せて実施し、育児不安解消に努めています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

6)未受診者等対策の推進

【事業概要】

健診未受診者や予防接種未接種者に対する家庭訪問を実施します。
制度を説明して受診していただけるように指導しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

7)歯科健診(1歳6か月、2歳、3歳)

【事業概要】

歯科健診（1歳6か月、2歳、3歳）を実施します。
在宅歯科衛生士と連携して実施しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

8)むし歯予防の啓発

【事業概要】

虫歯のない子どもの奨励に努めます。
在宅歯科衛生士と連携して実施しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

9)予防接種の啓発

【事業概要】

予防接種についてのPRを実施します。
町広報紙などで周知に努めています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

10)疾病や障害を持つ子どもが地域で安心して生活できる体制の推進

【事業概要】

3歳児精密検査の実施による疾病や障害を持つ子どもの早期発見に努めるとともに、関係機関との連携による状況把握と継続支援、及び保健・医療・福祉の連携による各種サービスの情報提供に努めます。
障害福祉担当と連携し、早期発見時の対応について随時協議しています。
また、関係機関と連携して情報提供に努めています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

11)小児医療の充実

【事業概要】

広域的連携のもとに、小児医療の充実・確保のための対応方法を検討します。
医療機関と連携して小児医療の充実に努めています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

2-4：食育の推進

1)離乳食づくり教室

【事業概要】

離乳食づくり教室を開催します。

子育て相談と併せて実施し、育児不安解消に努めています。

栄養士と連携して情報提供や指導を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

2)アレルギー除去食の提供

【事業概要】

保育園での行事や給食の中でアトピー等の症状に対する除去食の提供を実施します。

栄養士と連携して情報提供や指導を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

3)食に関する情報提供

【事業概要】

乳幼児健診、健康相談での食に関する情報提供及び試食を実施します。

栄養士と連携して情報提供や指導を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実

3-1：地域の子育て力の強化

1)子育て支援サービス、保育サービスの情報ネットワーク構築

【事業概要】

子育て支援に係る人的ネットワークづくりを推進します。
継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。
様々な角度からネットワークを構築し、子育て意識の高揚や理解・関心を高めていきます。

【取り組みの方向】

ネットワーク環境の整備を工夫し、効果的な情報提供を行っています。

2)青少年のボランティア活動等の促進

【事業概要】

青少年のボランティア活動等の促進に努めます。
継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

【取り組みの方向】

関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

3)地域における青少年育成活動の促進

【事業概要】

地域における青少年育成活動の促進に努めます。
継続して推進し、必要に応じて情報提供を行っています。

【取り組みの方向】

関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

4)親の会・子どもの会の育成

【事業概要】

親の会・子どもの会の育成に努めます。

【取り組みの方向】

少子化等により子ども会として活動している地域が減少してきていますが、育成団体の把握に努め、継続して育成を図っていきます。

5)子育てボランティアの活用

【事業概要】

子育てボランティアの積極的な活用を推進します。
各種行事に子育てボランティアを積極的に活用しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

6)学校授業への地域人材の活用

【事業概要】

地域の人材を活用した学校授業の実施を推進します。
町内に在住している大人による仕事の体験談などを通じて交流を図っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

3-2：世代間交流の推進

1)地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

【事業概要】

地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進に向け、幼稚園児・保育園児による老人福祉施設への訪問活動や、幼稚園・保育園各種行事への高齢者の招待などを行います。また、老人クラブとの交流や子育て支援や保育サービスへのシルバー人材センターの活用を推進します。

【取り組みの方向】

老人福祉施設への訪問活動はもりやま子ども園にて実施しており、地域力向上のため、今後も積極的に支援していきます。

老人クラブとの交流については異年齢交流事業の一環として、町社会福祉協議会や民生児童委員と連携して実施していきます。

幼稚園・保育園各種行事への高齢者の招待についてはこれまでのところあまり実績はありませんが、利用状況を検討し、今後も継続して支援していきます。

2)地域行事への子どもたちの参加促進

【事業概要】

伝統芸能や地域の各種行事への子どもたちの積極的な参加を推進します。

地域の伝統芸能を次世代に残す工夫をしており、後継者育成に努めています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

3-3：次代の親の育成

1)ふれあい体験学習

【事業概要】

高校生を対象とした「ふれあい体験学習」を実施します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

2)高校生ボランティアの受け入れ推進

【事業概要】

幼稚園・保育園での高校生ボランティアの受け入れを推進します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

4-1：子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

1) 良好な居住環境の確保

【事業概要】

公共施設におけるシックハウス対策を推進します。

シックハウス対策推進のために関係機関からの情報を提供してもらっています。

【取り組みの方向】

専門的な調査や検証が必要なため、専門機関等との連携のもと引き続き取り組んでいきます。

2) 歩道のバリアフリー化

【事業概要】

歩道のバリアフリー化を推進します。

道路維持管理の関係機関と連携してバリアフリー化を推進しています。

【取り組みの方向】

整備にかかる費用の問題や地域の理解が必要なため、長期的な視点から計画的に取り組んでいきます。

3) 除排雪システムの確立

【事業概要】

きめ細かい除排雪システムの確立に努めます。

【取り組みの方向】

地域ボランティアや町内会との連携を図りシステム確立に努めていきます。

4) 道路、公園、公的建物等におけるバリアフリー化

【事業概要】

道路、公園、公的建物等におけるバリアフリー化を推進します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

5) 公共施設等における子育て支援トイレの整備

【事業概要】

公共施設等における子育て支援トイレの整備を推進します。
状況に応じて順次整備を進めています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

6) 図書类等自動販売機の一斉総点検

【事業概要】

図書类等自動販売機の一斉総点検を実施します。

【取り組みの方向】

青少年健全育成にかかる会議（町民会議）を実施して、問題解決に努めていきます。

4-2：子どもと子育て家庭の安全の確保

1)乳幼児の事故防止の指導

【事業概要】

乳幼児事故防止についての指導・助言を行います。
訪問時や各種検診時に指導しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

2)公園等の安全管理の徹底

【事業概要】

児童公園等遊具施設の安全管理の徹底に努めます。
毎年児童公園等遊具施設の点検を行い、必要に応じて修繕や撤去などを実施しています。

【取り組みの方向】

遊具の著しい老朽化により、維持していくことが難しい状況にありますが、今後も引き続き点検を行い安全管理の徹底を図ります。

3)学校、幼稚園、保育園、公園等遊具の安全管理の徹底

【事業概要】

学校、幼稚園、保育園、公園等遊具の安全管理の徹底に努めます。
担当業務による維持管理を実施しています。大規模な修繕が必要であれば安全確保のために実施します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

4)通学路の安全確保

【事業概要】

各小学校の通学路の点検を実施し、安全の確保に努めます。
ボランティアに協力していただき、通学路などの安全確保に尽力していただいています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

5)防犯協会等関係機関との連携

【事業概要】

防犯協会等関係機関との情報交換を推進します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

6)防犯教室等の実施

【事業概要】

防犯教室等を五城目警察署との協力体制により実施します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

7)被害に遭った子どもの保護の推進

【事業概要】

被害に遭った子どもの保護のため、保育園等による家庭訪問、相談事業、また子育て支援事業による各種相談を利用して子どもの保護に努めます。

さらに県警や、やまびこ電話等、関係機関と連携した支援に努めます。

児童虐待防止に積極的に取り組み、未然防止に努めているほか、関係する指導にも力をいれています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

8)防犯意識の啓発

【事業概要】

防犯意識の啓発、啓蒙を推進します。

関係団体と定期的な事業を実施して啓発活動を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

4-3：交通安全の推進

1)交通安全教育の推進

【事業概要】

交通安全教室等を五城目警察署との協力体制により実施します。
事故の未然防止や交通教育の普及に努めています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

2)交通安全システムの構築

【事業概要】

生活に密着した交通安全システムの構築を推進します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

3)交通安全施設の整備

【事業概要】

交通安全施設の整備を推進します。
カーブミラーの設置や安全協会との連携、事故防止を未然に防ぐために地域との連携を図っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

4)通学路への安全啓蒙看板の設置

【事業概要】

通学路への安全啓蒙看板を設置します。
危険箇所などに設置して啓発を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き取り組んでいきます。

5)交通安全街頭指導

【事業概要】

交通安全街頭指導を実施します。

ボランティアに協力していただき、通学路などの安全確保に尽力していただいています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

6)チャイルドシート普及啓発活動

【事業概要】

チャイルドシート普及啓発活動を実施します。

警察や地域において実施しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

7)チャイルドシート購入費補助金交付事業

【事業概要】

チャイルドシート購入費補助金交付事業を実施します。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

5-1：障害児支援

1)障害の早期発見

【事業概要】

3歳児精密検査の実施や、保育園による心身の発育・発達状況調査等により、障害のある子どもの早期発見に努めます。

家庭環境などを総合的に判断しています。

巡回相談や各種検診、個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

2)教育相談、就学指導体制の充実

【事業概要】

障害児のための教育相談、就学指導体制の充実に努めます。

巡回相談や各種検診、個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

3)特別支援教育

【事業概要】

障害児に対する教育の充実に努めます。

巡回相談や各種検診、個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

4)障害児支援に向けた関係機関との連携

【事業概要】

障害児支援に向けて関係機関との連携による状況把握と継続支援に努めます。
巡回相談や各種検診、個別の相談に応じるなど早期発見に努めるほか、保護者等へ適切な配慮を行っています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

5-2：ひとり親家庭支援

1)保育園への優先入園

【事業概要】

ひとり親家庭のお子さんの保育園への優先入園を実施します。
家庭環境などを総合的に判断しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

2)ひとり親家庭支援に向けた関係機関との連携

【事業概要】

ひとり親家庭の支援に向けて、県のひとり親家庭支援策との連携及び広報に努めます。
家庭環境などを総合的に判断しています。

【取り組みの方向】

今後も引き続き実施していきます。

第4編：計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

1. 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する町の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

2. 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内プロジェクト会議を開催します。

- 庁内横断的なプロジェクト会議による進行管理

3. 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

本町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

4. 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

第2章 進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内のプロジェクト会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、プロジェクト会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「行動」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法をさしています。

資料編

■ 子ども・子育て会議

1. 設置条例

五城目町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日五城目町条例第 26 号

(設置)

第 1 条 本町に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、五城目町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議の最初の会議は、第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(協力の要請)

第 7 条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の表明及び説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2. 委員名簿

○五城目町子ども・子育て会議委員名簿（平成26年度現在）

【任期】平成25年11月1日～平成27年10月31日

No.	所属等	氏名	摘要	備考
1	認定こども園もりやまこども園 保育園保護者会会長	荒川 剛	第3条第2項 (1)	※
2	認定こども園もりやまこども園 幼稚園保護者会会長	齊藤 友子	第3条第2項 (1)	※
3	五城目小学校PTA会長	菊地 政明	第3条第2項 (1)	※
4	大川小学校PTA会長	嶋崎 一人	第3条第2項 (1)	※
5	五城目小学校校長	戸部 裕隆	第3条第2項 (2)	
6	大川小学校校長	畑澤 千景	第3条第2項 (2)	※
7	認定こども園もりやまこども園 保育園園長（施設長）	石井 正	第3条第2項 (3)	
8	認定こども園もりやまこども園 事務局長	長岡 隆雄	第3条第2項 (3)	
9	認定こども園もりやまこども園 保育園副園長（統括主任）	武埴 幸子	第3条第2項 (3)	
10	大川保育園園長 （統括主任）	八柳 恵子	第3条第2項 (3)	
11	認定こども園もりやまこども園 幼稚園園長（統括主任）	渡部 真理子	第3条第2項 (3)	
12	五城目町民生児童委員協議会会長	嶋崎 幸喜	第3条第2項 (4)	
13	わらしべ塾運営委員会委員長	草皆 稔	第3条第2項 (4)	
14	秋田県教育庁幼保推進課課長	渡辺 哲也	第3条第2項 (5)	※

1名欠員

註) ※印の委員は平成27年度以降、役員改選等で異動、または廃校により削除されます。

No. 14 (新) 幼保推進課長 小柳 公成

[教育委員会学校教育課] ※子ども子育て会議 主管課

No.	役職	氏名	摘要
1	課長	石川重光	
2	主席課長補佐	工藤政彦	
3	課長補佐	島崎春美	
4	係長	川村拓	

[健康福祉課]

No.	役職	氏名	摘要
1	課長	原田芳博	
2	主席課長補佐	鳥井浩己	
3	参事	齊藤喜久也	
4	主査	猿田玲子	
5	係長	佐々木 丈	

五城目町
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 五城目町
〒018-1792
秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1
電話 018-852-5100（代表）